

養育費の不払い解消に向けた自治体における  
法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する  
調査研究報告書

令和4年3月

公益社団法人商事法務研究会



## は し が き

2020年7月、政府は「女性活躍加速のための重点方針2020」を公表した。そのなかで、子の養育費が適切に支払われるための効果的な法的支援や解決のあり方等について分析を行うため、《地方自治体と連携したモデル事業の実施等の実証的な調査研究》を行うこととされた。そこで、この政府方針の一環として、「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務」が実施されることとなった。本報告書は、法務省から受託した同調査研究について、調査・分析の結果をまとめたものである。

本調査では、全国の地域も人口規模も異なる5つの自治体に“モデル自治体”としてご協力をいただき、複数の“モデル施策”のなかから、その自治体にあったいくつかの施策を試行的に実施していただいた。施策としては、①自治体内で離婚の窓口となる戸籍課とひとり親支援等を担当する部署間の連携を促す、法的支援に関するプッシュ型支援をはじめ、②弁護士によるオンライン法律相談や③司法書士がかかわる支援、④裁判手続の手数料補助や裁判所への付添い支援などが用意された（各施策間の関係については、第2の2で詳しく紹介されているのでそちらをご参照いただきたい）。

自治体の実状に沿うかたちで、施策を選択することとなったが、その施策を実施するには、自治体のご協力のもとより、弁護士会や司法書士会、家庭裁判所など多くの関係者の方々にも多大なるご協力をいただいた。これまで行ったことのない施策を試行的に実施するため、話し合いややり取りを重ねながら、11月ないし12月に開始し、年明けの2月まで実施された。また、一部自治体では、養育費に関するアンケートを実施し、養育費の取決めに関する実態調査にご協力いただいた。

結果の分析については報告書の最後に述べているが、本調査はまったくはじめての試みであり、かつ十分な時間がとれなかったこともあり、調査としては緒に就いたばかりであるといえる。今後、関係者のより一層の取組みや連携が進み、法的側面も改善され、養育費の不払いで悩んでいる方々が一人でも減るよう願ってやまない。

最後に、本調査を実施するにあたっては、モデル自治体の担当者や協力研究者をはじめ、多くの方々のご協力をいただいた。特に自治体の方々におかれては、コロナ禍の下で給付金等の支給時期と重なるなど、多忙をきわめるなかで熱心に取り組んでいただいた。この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第である。

2022年3月

公益社団法人商事法務研究会

# 目 次

<b>第1 目的および概要</b> .....	1
1 目的.....	1
2 本業務の概要.....	3
(1) 調査研究の進め方.....	3
(2) 体制.....	4
<b>第2 試行した施策の概要および各施策間の関係</b> .....	7
1 試行した施策の概要.....	7
(1) 部署間連携およびプッシュ型支援.....	7
(2) IT等を活用した適時の法律相談.....	9
(3) 裁判手続の申立書作成等支援.....	10
(4) 裁判手続の手数料補助や裁判所への付添い等の支援.....	10
(5) 民間ADRの利活用.....	11
(6) 自治体が主体となって実施する取組み（意見交換会）.....	12
2 各施策間の関係.....	13
(1) 施策の対象.....	13
(2) 各支援の関係.....	16
(3) 各支援提供者との連携.....	22
(4) 小括.....	24
<b>第3 各自治体におけるモデル事業の実施（東西順）</b> .....	25
1 千葉県東金市.....	25
(1) 東金市の状況.....	25
(2) 事前打合せにおいて明らかになった課題.....	25
(3) 意見交換会.....	26
(4) 試行した施策.....	27
(5) 各施策の成果.....	28
(6) 自治体職員との座談会.....	28
(7) 小括・課題.....	29
2 三重県伊賀市.....	30
(1) 伊賀市の状況.....	30
(2) 事前打合せにおいて明らかになった課題.....	31
(3) 意見交換会.....	31
(4) 試行した施策.....	32
(5) 各施策の成果.....	32
(6) 自治体職員との座談会.....	33

(7) 小括・課題 .....	33
3 兵庫県宝塚市 .....	35
(1) 宝塚市の状況.....	35
(2) 事前打合せにおいて明らかになった課題.....	35
(3) 意見交換会 .....	36
(4) 試行した施策.....	36
(5) 各施策の成果.....	37
(6) 自治体職員との座談会 .....	38
(7) 小括・課題 .....	38
4 山口県宇部市 .....	40
(1) 宇部市の状況.....	40
(2) 事前打合せにおいて明らかになった課題.....	40
(3) 意見交換会 .....	41
(4) 試行した施策.....	41
(5) 各施策の成果.....	42
(6) 自治体職員との座談会・第2回意見交換会 .....	43
(7) 小括・課題 .....	44
5 熊本県人吉市 .....	46
(1) 人吉市の状況.....	46
(2) 意見交換会で明らかになった課題等 .....	46
(3) 試行した施策およびその結果 .....	47
(4) 施策実施後の人吉市役所職員等との座談会 .....	48
(5) 小括・今後の課題 .....	48

<b>第4 モデル事業の結果の分析 .....</b>	<b>49</b>
1 モデル事業の結果の概要 .....	49
2 各施策の実効性および当該施策が機能するための条件.....	52
3 今後の課題.....	57

## 参考資料

資料1 自治体実施施策リスト .....	63
資料2 養育費支援の振り分け表.....	64
資料3 養育費に関するアンケート（東金市） .....	65
資料4 養育費に関するアンケート（人吉市） .....	69
資料5 モデル事業・利用者アンケート.....	73
資料6 全体座談会・議事録.....	74
資料7 各自治体広報用チラシ .....	83

協力自治体（東西順）

千葉県東金市

三重県伊賀市

兵庫県宝塚市

山口県宇部市

熊本県人吉市

協力研究者（五十音順）

兼 川 真 紀（インテグラル法律事務所弁護士）

棚 村 政 行（早稲田大学法学学術院教授）

# 第1 目的および概要

## 1 目的

法務省の令和3年度の委託事業である「養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究業務」（以下「本調査研究」という）は、地方自治体におけるモデル事業を通じて、養育費の支払確保のために実効性のある法的支援策および紛争解決支援策の在り方について検討を行うものである。

すなわち、わが国のひとり親世帯に属する子どもの貧困率は約50パーセントと極めて高い状況にあるが<sup>1</sup>、その背景には、母子家庭のうち養育費の支払を受けているのがわずか約4分の1程度という養育費の不払い問題<sup>2</sup>もあるものと考えられる。したがって、養育費不払い問題の解決はわが国における喫緊の課題の一つである。

現行制度のもとでは、養育費<sup>3</sup>は、当事者の協議または家庭裁判所の審判等による定めによって金額の定まった具体的請求権となるものと解されている。そして、任意の支払がない場合には、権利者において、養育費について債務名義を得たうえで、強制執行の手続を利用して回収することが想定されている。しかしながら、法的知識のない者にとっては、そもそも適切な養育費の金額を算定することが容易ではないし、特に高葛藤事案では、当事者間で協議や請求を行うことには困難が伴う。また、当事者のみで解決することができない場合に

---

<sup>1</sup> 厚生労働省の国民生活基礎調査（2019）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa19/index.html>

<sup>2</sup> 厚生労働省の平成28年度ひとり親世帯等調査結果

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188147.html>

<sup>3</sup> 「養育費」の語は、法令上明確な定義のある語ではないが、本調査研究との関係では、民法第766条第1項にいう「子の監護に要する費用の分担」の定めに基づく、監護親から非監護親に対する請求権のことを指す。

は、調停、審判、強制執行等の裁判手続を利用することとなるが、法律の専門家ではない権利者にとって、申立ては容易ではないし、仕事や子育てで多忙のなか、平日の昼間に何度も裁判所に出頭することも難しいことが多い。

そのため、養育費の支払を確保するためには適切な支援が不可欠であるところ、養育費の権利者であるひとり親にとって、最も身近な相談先は、自治体の窓口である。もっとも、自治体の窓口については、福祉面での支援に比べ、法的な支援や紛争解決支援については必ずしも十分とはいえないのではないかと指摘があった。

このような状況を踏まえ、本調査研究は、自治体において、実効性のある法的支援や紛争解決支援の在り方を検討するため、考えられるさまざまな法的支援策および紛争解決支援策について、実際に複数の地方自治体においてモデル事業を実施したうえで、その効果、課題、あい路等を分析し、支援の在り方、問題点等について調査・研究を行ったものである。本調査研究の結果として、実効性があることが確認された施策については、全国的な横展開をしていくことも想定されている。

なお、養育費の不払い問題を含む、父母の離婚をめぐる子の養育に関する法制度の在り方については、令和3年3月から、法制審議会家族法制部会において検討されている。もっとも、この問題を解決するためには、単に法制度を見直せば足るというものではなく、制度と支援とが一体として機能するようになければならない。したがって、本調査研究の結果は、法制度の見直しを行う前提としての基盤の整備としても位置づけられるものであり、法制度の見直しとの関係においても重要なものであると考えられる。

## 2 本業務の概要

### (1) 調査研究の進め方

本調査研究は、ご協力くださる複数の自治体（以下「モデル自治体」という）でのモデル事業を通じて、効果的な法的支援および紛争解決支援の在り方を検討しようとするものである。モデル自治体の選定については、以下のような観点から行った。すなわち、全国には1718市町村<sup>4</sup>あるが、管内のひとり親世帯の数、弁護士の数、裁判所への距離、役所の人的資源等、養育費確保のための支援に関連する状況は、千差万別である。そうすると、たとえば、裁判所への距離が近く、管内に多数の弁護士がいるというような司法アクセスが良好な自治体でのみモデル事業を実施してしまうと、そこで効果的だとされた施策は良好な司法アクセスを前提条件とするものかもしれず、他の自治体では実効性をもたないということにもなりかねない。

そこで、本調査研究では、受託者のホームページにおいて、本調査研究に参加を希望する自治体を公募したうえで、人口規模や、地域性について偏りがないうようにする観点から、最終的に5市をモデル自治体として選定した。

モデル自治体におかれては、コロナ禍のもとで非常に繁忙ななか、本調査研究の趣旨をご理解いただき、モデル事業にご尽力いただいたことを、この場を借りてあらためて御礼申し上げます。

---

<sup>4</sup> 本報告書執筆時点。なお、北方領土の6村を含めると、1724市町村となる。

## (2) 体制

本調査研究は以下のような体制で行われた。



### ア 研究担当者

本調査研究においては、棚村政行教授（早稲田大学）および兼川真紀弁護士（東京弁護士会）が研究担当者に就任し、本調査研究の全体の統括をするとともに、各モデル自治体において試行する施策の選定や、施策の具体的な内容の決定、効果の検証等を行った。

### イ モデル事業の実施体制

モデル事業は、本調査研究の委託費用の内金を財源として、各モデル自治体が主体となって実施した。

試行を行う具体的な施策については、モデル自治体担当者、受託者および研究担当者の協議によって決定した。

### ウ 本調査研究の経過

（令和3年）7月上旬	受託者との契約締結、研究担当者の決定
7月下旬～9月上旬	モデル自治体の公募

8月中旬～9月中旬	モデル自治体の決定、モデル自治体との モデル事業に向けた協議
10月中旬～11月上旬	各地での意見交換会実施
11月～（令和4年）2月	モデル事業実施
2月	個別座談会・全体座談会の実施



## 第2 試行した施策の概要および各施策間の関係

本調査研究においては、委託者である法務省からモデルとして示されていた後記1の各施策について、各モデル自治体において、その実情等に照らして試行することができるものを適宜実態に合わせて修正したうえで試行していただいた。

なお、以下の各施策については、市役所の人的資源、法律家の給源、近隣の民間ADR機関の有無といったそれぞれの事情によって、いずれの自治体においてもそのすべてを試行することはできなかった。もっとも、これらの施策については、理論的には、異なる対象者や、異なる局面についてのものであり、相互補完的な関係に立つものと考えられる。理論上モデルとなり得る支援の全体像および各施策の関係性については、後記2のとおり整理されるものである。

### 1 試行した施策の概要

自治体における法的な支援、紛争解決の支援という観点から、以下の各施策を試行した。

#### (1) 部署間連携およびプッシュ型支援

平成23年の民法等の改正<sup>5</sup>では、父母の離婚時の面会交流や養育費についての取決めを促進する観点から、父母が離婚をする場合に定める事項の例として、面会交流や、監護費用の分担（養育費）を明示する見直しが行われた。この改正の趣旨を周知する観点から、翌平成24年4月に、離婚届用紙の様式が改定され、面会交流や養育費の取決めの有無をたずねるチェック欄が設けられた<sup>6</sup>。

---

<sup>5</sup> 平成23年民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）による改正。

<sup>6</sup> 集計の結果については、法務省のウェブサイトにおいて公表されている。養育費の分担および面会交流のいずれについても、「取決めをしている」とするものの割合は、近年60パーセント台

したがって、地方自治体の戸籍窓口では、未成年者の父母が離婚をする場合に、当該父母が養育費の取決めをしているか否かを把握することができ、この情報をひとり親支援の担当部署に引き継ぐことができれば、養育費の取決めに関する支援の端緒とすることができるはずである。

もっとも、実際には、部署を越えて情報をやり取りすることに個人情報保護の問題が生じないかという疑義があることや、離婚時には養育費以外にも情報提供を行うべき事柄が多くあることから、戸籍の担当部署からひとり親支援の担当部署に養育費の取決めに係る情報提供がされ、それが支援の端緒とされるといった取組みは一般的ではなかったようである。

このような実態を踏まえ、法務省および厚生労働省が連携して設置した「不払い養育費の確保のための支援に関するタスクフォース」では、令和2年10月に、自治体内における部署間連携のモデルとなる「戸籍部門とひとり親支援部門の連携など自治体における支援の強化」を策定したところである<sup>7</sup>。

本調査研究の施策は、上述のモデルも参考としながら、各モデル自治体において、戸籍担当部署とひとり親支援担当部署との部署間連携を図るものであり、具体的には、戸籍担当部署において、離婚届のチェック欄によって養育費の取決めをしていないことを把握した者に関する情報をひとり親支援担当部署に引き継ぎ、同部署から、権利者に対して養育費についてのプッシュ型支援を行うことを内容とするものである。

もっとも、実際の部署間連携については、両部署の人員等の体制や、窓口間

---

中盤で推移している状況である。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00156.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00156.html)

<sup>7</sup> [https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00091.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00091.html)

の距離、1日当たりの離婚を届け出る者の数等といった自治体ごとの特性に依存するものであることから、具体的な連携の在り方については、自治体ごとに検討されることが想定されている。

## (2) IT等を活用した適時の法律相談

養育費に関して問題が生じた場合には、取決め段階であれ、取決め後の回収段階であれ、司法手続の利用が想定されることから、まずは弁護士に相談することが望ましい。もっとも、すぐに相談することができる弁護士の知り合いがいる権利者は必ずしも多くないものと考えられ、そのような場合には、まずは自治体等が提供している無料法律相談が一つの選択肢となり得る。

この点について、現在、多くの自治体において無料法律相談等が実施されているが、月に一、二回程度の定められた日時の実施であることが多いようである。もっとも、子育てや仕事に追われて多忙なひとり親である権利者にとっては、特定の日に法律相談のために役所に出頭するのは難しいこともあると思われる。また、ひとり親は日々生ずるさまざまな問題に対応する必要があり、法律相談の日として数週間先を指定されてしまうと、その間にもさまざまな問題が生じ、法律相談の日には、より差し迫った別の問題に注力せざるを得なくなっていることもあり得る。

そこで、本施策は、IT等を活用することによって、自治体の窓口相談にきたひとり親が、即時または近い時期に法律相談をすることができるようにしようとするものである。たとえば、自治体のひとり親支援の窓口タブレット端末等を設置し、ひとり親が養育費について相談しに来庁した場合には、即時にオンラインでの法律相談等を提供することなどが想定されていた。

### (3) 裁判手続の申立書作成等支援

現行法のもとでは、養育費が任意に支払われない場合には、権利者において債務名義を取得し、それによって強制執行手続を申し立てて回収することとなる。もっとも、法律の専門家ではないひとり親にとって、自ら調停、審判、強制執行等の手続を申し立てるのは容易ではない。他方で、弁護士に依頼をする場合には、相応の費用が生ずるが、少額の養育費の不払いに困っているような事例であれば、当該費用の負担も大きな負担となる。

そこで、本施策は、できる限り、権利者本人が自ら裁判手続の遂行をすることができるようになることを目指し、最初の障壁であると考えられる裁判手続の申立書の作成場面に照準を当てて、支援を行おうとするものである。具体的には、申立書および事情を説明する書面の作成のみを法律家が代行し、それによって始まった手続については権利者本人に遂行させようとするものである。

なお、申立書等の文書作成代行の限度であれば、弁護士だけではなく司法書士による支援も可能になるものと考えられる。したがって、本施策は、弁護士のいない地域等にも展開し得る施策であると考えられる。

### (4) 裁判手続の手数料補助や裁判所への付添い等の支援

養育費に関する家事調停を申し立てる場合には、権利者は、申立書に子ども一人当たり 1200 円の収入印紙を貼付するとともに、各家庭裁判所において定める額の郵券を予納する必要がある。もっとも、少額の養育費すら受け取ることができないひとり親家庭にとっては、これらの負担も軽いものではなく、こういった金銭的負担も調停等の裁判手続を利用することの障壁となっているとの指摘がある。「裁判手続の手数料補助」の施策は、このような手数料等について、金銭面での補助を行うものである。

他方で、仮に金銭面での負担がなかったとしても、法律家でない者にとっては、裁判所は必ずしも身近な場所であるとはいえず、裁判所に行くこと自体に精神的な負担を感じている者が少なくないとの指摘がある。また、裁判所では、窓口において丁寧に手続案内が実施されているものの、たとえば、相手方の現住所がわからないときに「戸籍の附票を取ってきてください」などといわれても、権利者としてはそもそも「戸籍の附票」が何を意味しているかがわからず、それ以上の手続を断念してしまうこともあるとの指摘もある。「裁判所への付添い」の施策は、このような状況を解消するため、裁判手続を利用しようとする権利者に対し、主に精神面・心理面での支援を行うことを目的として、法律家以外の者（自治体の非常勤職員である相談員等）が家庭裁判所まで同行して、権利者の支えとなるとともに、家庭裁判所から準備されるように指示された事項について、整理を行ったり、補足の説明をしたりするというものである。

## (5) 民間 ADR の利活用

養育費について当事者間のみで協議をすることができない場合において、一応合意の可能性があるときには、第三者を介しての協議を行うこととなる。このような場合に第一順位の選択肢となるのは、家庭裁判所における家事調停であるが、現状では、家庭裁判所の家事調停の期日は、平日の昼間に指定され、夜間や休日に指定されることはない。また、一部の家庭裁判所では、オンラインによる家事調停も行われているようであるが、まだ全国的に実施されている状況ではないようである。もっとも、上述のとおり権利者にとって平日の昼間に裁判所に出頭することは必ずしも容易ではないと考えられるし、たとえば、DV の問題がある場合等には、そもそも権利者が裁判所に出頭すること自体に困難が伴うこともある。

これに対し、民間 ADR 機関のなかには、養育費を含む家事事件に関する

ADR を提供しているものがあり<sup>8</sup>、そのなかには、夜間や休日にもサービスを提供しているものや、オンラインによる ADR（ODR）を提供しているものもある。そうすると、これらの機関のサービスを活用することができれば、家事調停の利用を躊躇する事情のある権利者にとって、非常に利便性が高いものと考えられる。ただし、民間 ADR の利用については、家事調停に比べると高額な費用が生ずることから、このような方向で進めるためには、民間 ADR の周知広報のみならず、費用の補助も不可欠である。

そこで、本施策は、上述のように家事調停の利用を躊躇する事情のある権利者に対し、自治体において、ADR の周知を行うとともに、その手数料の補助を行うことによって、養育費に関する協議を促進しようとするものである。

#### (6) 自治体が主体となって実施する取組み（意見交換会）

自治体におけるひとり親支援の担当者は法律の専門家ではないことから、法的な支援や法的な情報提供には限界がある。実際にも、養育費の問題を抱えるひとり親が来庁した場合には、担当者としては、無料法律相談や法テラスを紹介するほかないというのが実態だったようである。これに対し、仮に、自治体と地域の弁護士会、裁判所等とが、定期的な情報交換を行ったり、即時に問合せをできたりするのであれば、自治体の担当者も、法的な側面についてより詳細な情報提供を行うことができるようになると考えられるし、たとえば、自ら調停の申立てをすることを視野に入れている当事者について、家庭裁判所の手続案内に引き継げるようになるなど、より充実した支援が可能になるものと考えられる。

もっとも、多くの自治体では、これまでに、養育費に関して、地域の弁護士

---

<sup>8</sup> 法務省のウェブサイトには、家事事件を取り扱う認証紛争解決事業者一覧が掲載されている。  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00144.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00144.html)

会、司法書士会といった法律家や、家庭裁判所といった法的な紛争解決の役割を担う者らとの交流はほとんどなかったようである。

本施策は、養育費の確保に向けて、自治体をハブとする地域のネットワークを構築し、たとえば、支援の在り方に関する情報交換等を行うことによって、自治体における紛争解決力を強化しようとするものである。

## 2 各施策間の関係

第2の1に述べたような、各施策については、総合的に提供されることが望ましいのはいままでのないが、全国の自治体がこれから施策をはじめるとあって、施策の対象者、各施策が養育費不払い解消の取組みのどの段階で提供されるものか、またその際に自治体以外の支援提供者との連携の方法が提示されていることが重要である。

以下、(1) 施策の対象、(2) 各施策の関係、(3) 支援提供者との連携の方法について述べる。

なお、以下において、「権利者」は養育費を請求する権利を有する者、「義務者」は養育費を支払う義務を負う者である。

### (1) 施策の対象

離婚の際に養育費の取決めをしている者は42.9%、実際に養育費の支払を受けているひとり親は約24%である。

このことから、本施策は、

①養育費の取決めをしていないひとり親

②養育費の取決めをしているが支払を受けていないひとり親

を対象とすることになる。

ところで、養育費は、権利者と義務者の収入を基準に定まるものであるが、権利者ないし義務者の収入状況によっては養育費の受給の問題にならないケースが存在すると考えられる。

図は、権利者と義務者の収入状況を、貧困ライン、生活保護受給ライン、児童扶養手当受給ラインを基準に整理したものであるが、養育費の不払いが特に問題になるのは、オレンジの範囲 A の部分であると整理することができる。

義務者の資力が、生活保護基準を超え、養育費の額が 1～2 万円を上回る場合には、権利者の資力にかかわらず、養育費の不払い解消に向けての支援が有効である。

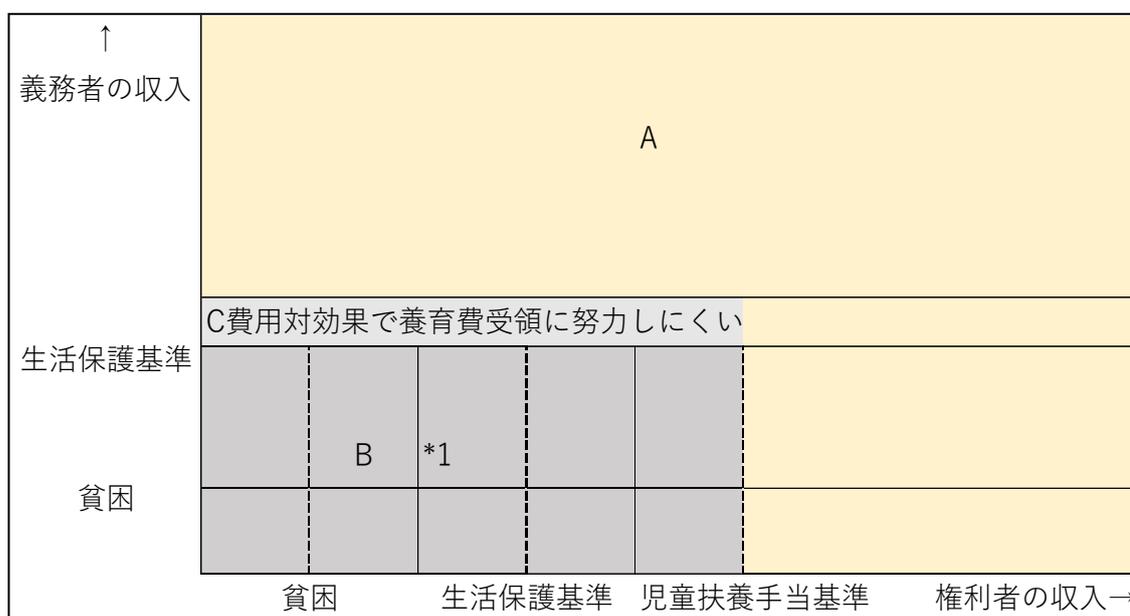
一方で、図のグレーの部分 B、薄いグレーの部分 C で養育費不払いの問題になることはほとんどないと考えられる。

義務者は収入にかかわらず、養育費の支払義務が発生するのが建前であるが、生活保護を受けている場合は、C の範囲であり、任意の支払がある場合は別として、事実上養育費の支払がなされないことが多いと考えられ、その場合強制執行は奏功しないであろう。権利者は、生活保護を受けている場合は、少なくとも生活保護基準の収入は確保されている。問題は権利者が生活保護を受けていない場合(\*1)であるが、これは現在の住居から転居できない、自動車を手放せないなど、生活保護を受けることができない事情が存在している場合が多いと考えられ、その場合、有効な支援を見いだすことが難しいであろう。

また、義務者が生活保護を受けていない場合であっても、権利者が児童扶養手当を受給しており、養育費の額が 1～2 万円に定まると考えられる場合（薄

いグレーの部分 C) には、権利者は養育費を受領することで、生活保護を減額されたり、児童扶養手当を受けることができなくなったりすることから、現行制度においては、権利者があえて養育費の支払を受けるインセンティブは少なく、費用対効果の観点から権利者に養育費の支払の確保を求めることは難しいようにも思われる。

〔図〕 当事者の収入による養育費請求のインセンティブ

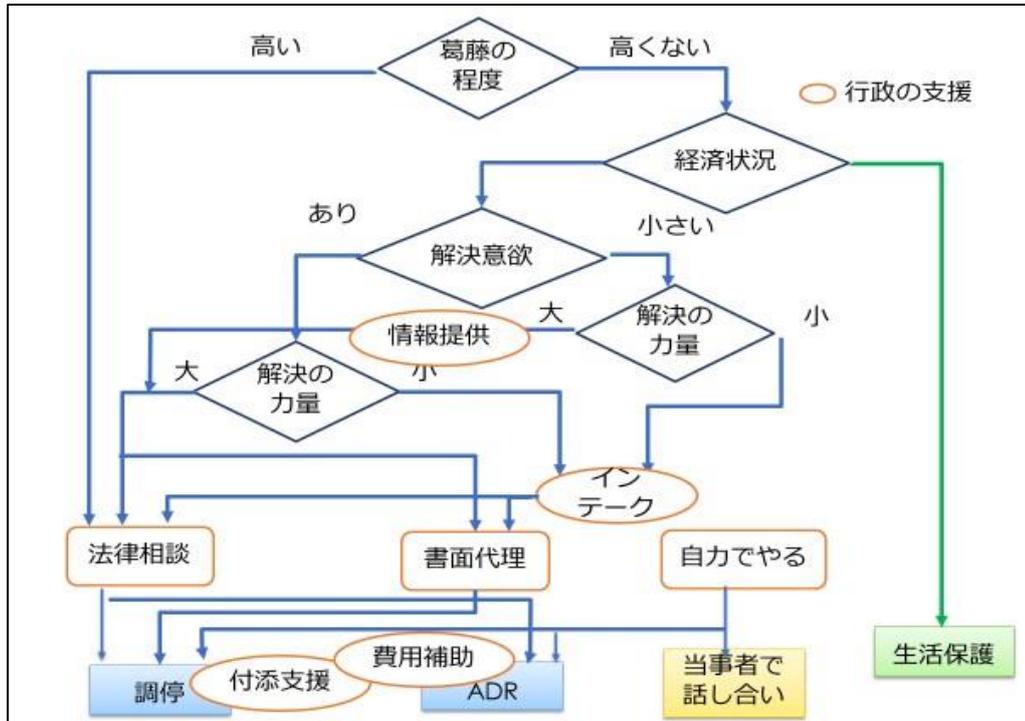


したがって、自治体において養育費の不払い解消について相談がなされた場合、相談者（多くの場合権利者）の資力、相手方（多くの場合義務者）の資力を確認し、上記の観点から、養育費の支払確保の支援にとどまらず、福祉への連携も検討することが必要であると考えられる。

ひとり親家庭の子の貧困率は約 50%であり、最も支援が必要な場面ではあるが、有効なのは経済的支援であり、養育費の支払に関する支援が奏功しない場合もありうることについては理解が必要である。

## (2) 各支援の関係

本事業においては、養育費支援について下記のようなフローを考え、参加自治体には「養育費支援の振り分け表」を提示した。



本事業において、行政の連携先は、家庭裁判所、弁護士、司法書士、民間ADR、公証人、民間の支援団体、ボランティア等多岐にわたっているが、相談において、適切な支援者に連携するには、聞き取り段階において、最も適切な支援先に連携することが必要であり（インテーク）、その場合の基準が明確になることが有用であると考えたからである。

以下、総合的な支援と相談者の抱える事情による支援について述べるが、最も重要なことは、初期の聞き取り（インテーク）である。この段階において、相談者の抱える問題点を的確につかむことが、その後の効果的な支援につながっていくことを忘れてはならない。

## ア 総合的な支援

部署間連携およびプッシュ型支援、情報提供は、相談者に対する総合的な支援である。

部署間連携においては、既存の連携体制をも活用しながら、全自治体において実施されていた。

情報提供としては、各自治体とも8月に児童扶養手当の届出を受けていることから、この案内に養育費に関する基本的な情報や、相談窓口、相談方法等を案内するのが有用である。

## イ 聞き取りから連携へ

### (ア) 相談者はどのタイプか

養育費の相談であっても、離婚そのものができるかどうかわからない、親権者が決まらない、面会交流で対立があるなど、離婚に伴う問題が解決されていない場合がある。また、離婚は成立したが、ドメスティックバイオレンスや虐待があり、とにかく別居して離婚することが最優先され、養育費など決めることはできなかったということもある。いわゆる高葛藤のケースである。

養育費の取決めはしたが、支払ってもらえないという場合もある。

これらはそれぞれが、連携先も支援の方法も異なることから、行政のインターク段階で、適切な支援先と連携する必要がある。

### (イ) 高葛藤のケース

高葛藤の離婚事案では、当事者だけでは解決できる範囲を超える場合も多い。その場合は、弁護士に委任して代理人を選任し、解決を図る必要があることが多い。

高葛藤のケースで弁護士に依頼している場合には、離婚が成立する際に、親権者の指定、養育費の取決め、面会交流の方法等が決まることがほとんどである。しかし、離婚の目途がたたないまま別居したり、DVや虐待から逃げるように離婚だけ成立させるケースなどでは、養育費についての取決めがなされていないことがほとんどである。

いずれの場合も、弁護士に相談する必要がある。

#### **i 養育費以外の問題がある場合**

離婚そのものができるかどうかわからない、親権者が決まらない、面会交流で対立があるなど、離婚に伴う問題が解決されていない場合は、離婚に関する弁護士による法律相談が不可欠である。

#### **ii ドメスティックバイオレンスや虐待がある場合**

ドメスティックバイオレンスや虐待がある場合は、離婚が成立していない場合はもちろん、離婚は成立したが、とにかく別居して離婚することが最優先され、養育費など決めることはできなかったということも多い。この場合、権利者が、義務者と直接交渉するというようなことはほとんど不可能であり、代理人の選任が前項の養育費以外の問題がある場合以上に不可欠である。

弁護士に対する法律相談が第一選択である。

離婚が成立しておらず、別居が最優先される場合、特に相手方から身を隠すことが必要な場合には、シェルターなどのある婦人相談所、児童相談所に案内することになる。

#### **(ウ) 離婚は成立している場合**

離婚は成立している場合でも、約 76%は養育費を受領していない。また、6割は養育費の取決めがない<sup>9</sup>。

したがって、まず取決めの有無を確認し、その後、どのような支援が有効か考える。

#### **i 取決めがある場合**

取決めがある場合、取り決めた養育費を支払ってもらうという手続になる。取決めが家庭裁判所の調停や公正証書等でなされている場合、同じく家庭裁判所の審判や裁判で定められている場合には、取決めが債務名義となっているこ

---

<sup>9</sup> 厚生労働省の平成 28 年度ひとり親世帯等調査結果（前掲注 2）参照。

とから強制執行が可能であり、これを考えることになる。

### ① 履行勧告

家庭裁判所の調停や審判で養育費が決まっている場合、支払をしてもらえない場合は、裁判所に履行を勧告してもらう手続がある(家事事件手続法 289 条)。書面で申立てをする必要があるが、書記官が義務者に連絡をとり、その手続によって支払がなされることも多い。

したがって、履行勧告の利用をアドバイスすることは有用であると考ええる。

### ② 強制執行

履行勧告をしても支払いがない場合、債務名義により強制執行が可能である。特に義務者が会社勤めなどを行っている給与所得者である場合には、強制執行が有効である。一方で、自営業者等に対しては奏功しないこともある。

もっとも強制執行手続は、法的知識がない場合にはかなりハードルも高い。方法としては、①弁護士に相談する、②司法書士に強制執行申立書のみを作成してもらうという方法のいずれかを紹介することとなる。どちらがより適切かは、相談者の資力や相談者が自分で手続をすることができるかどうかによるだろう。

## ii 取決めがない場合

取決めがない場合は、まず取決めをしなければならない。離婚は成立していることから、あらためて義務者と連絡をとるなどして合意をする必要がある。

### ① 金額の相談が必要な場合

取決めに際して、いくらが妥当なのか、義務者にいくらぐらいの収入がありそうなのか等がまったくわからない場合は、弁護士に法律相談をしてもらう必要がある。養育費の金額の合意は法律事務であるから、相談先は弁護士のみとなる。

## ② 金額は概ね決まっている場合

家庭裁判所が公表している養育費算定表は、裁判所のウェブサイトなどで調べることができるし、権利者と義務者の収入や子どもの人数や年齢を入力すれば養育費の額を計算できるサイトもある。相談者がある程度の解決意欲があり、これらを調べている場合には、義務者との合意の方法を探り、これを案内することになる。

これについては、次項で述べる。

## ウ 義務者との合意の方法

義務者との合意の方法は複数ある。

ただ、いずれもどこかの段階で、自分か代理人を交えるなどして、相手方と対面する必要がある。自分で相手と交渉し、合意に至ることができる場合は、それもよいが、支払が滞ったり、なされなくなったりしたときに強制執行するために債務名義化しておいたほうがよい。

### (ア) 自分で合意する場合

自分で合意する場合には、相手方と合意した金額で合意書を作成する。強制執行できるように債務名義とする場合は、執行が可能な文言にする必要がある。

#### i 公正証書作成（手数料補助）

強制執行を可能とするためのひとつの手段が公正証書の作成である。その場合は、公証役場と連携する。

公正証書の作成については、費用がかかるが、費用を補助している自治体もある。

司法書士に原案の書類の作成を援助してもらうことも考えられる。

### (イ) 第三者に入ってもらって自分で合意する場合

自分ひとりで交渉するのは困難だが、間に第三者に入ってもらえれば話し合えるという場合もある。代表的な調停機関は家庭裁判所であるが、裁判

所には行きたくないとか、時間がかかりそうだと考える場合には民間 ADR の利活用が考えられる。

#### i 民間 ADR の利用（費用補助）

各地には弁護士会が設置する ADR（裁判外紛争解決機関）をはじめとする民間 ADR がある。ADR は、比較的期日が早く入り、概ね 3 回程度で合意を目指していることから、調停手続に比べて迅速な合意を期待できるといわれている。また、ADR の合意は当事者の協議による合意であるから、任意の履行も期待でき、養育費の取決め段階での簡易迅速な解決に向けての機能的な手段となり得る。

多くの ADR は手数料がかかるが、養育費に特化した ADR を設置し、低価格化の取組みをしているところもある<sup>10</sup>。

合意について執行力を付与することが検討されているが、これは未実現であるから、現時点で任意の履行が期待できる場合などに利用できる。

ADR の費用補助を行っている自治体もある。

#### ii 家庭裁判所の調停手続を利用

家庭裁判所の調停手続は、オーソドックスな解決方法であるが裁判所に行きたくない、時間がかかる、平日にはとても行けないなどの声もある。時間がかかる、平日に行けないなどの場合は ADR の利用を考えてもらうことになる。

裁判所に行きたくない、ひとりでは行けないという場合、支援員やボランティアの付添い支援の方策がある（宝塚市など）。一緒に裁判所に行ってもらえるということで、安心して裁判所を利用できているという評価もある。

手続が難しそうだととてもできない、という場合には、手続案内をすることになる。家庭裁判所では、窓口で手続案内がなされているので、自分で相談に行けば調停の申立てが可能であることを案内する。また、調停を求める内容が決

---

<sup>10</sup> 例えば、東京弁護士会の ADR などがあげられる。

まっている場合には、司法書士に調停申立書の作成を依頼する書面援助の案内が可能である。

裁判所に納付する手数料等を補助している自治体もある。

もちろん弁護士への依頼も可能であるが、弁護士に対して法律相談をしても、費用面で困難であるとして弁護士への委任はせず、書類作成の指導だけを受けているケースもあるようである。

#### (ウ) 自分で合意は難しい場合

自分ひとりでADRや家庭裁判所の調停を利用するのが困難であれば、弁護士に法律相談をし、代理人を選任することになる。

### (3) 各支援提供者との連携

本事業で明らかになったのは、各支援提供者の間での連携が事実上初めてであるという自治体が多く存在したことである。自治体が主体となって実施することが可能な紛争解決の支援について以下に述べる。

#### ア 意見交換会

本事業では、参加自治体において、家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、公証役場等との意見交換会を開催したが、ここで相互の連携が生まれたり、より具体的な支援の方法について話し合うことなどができたりしたところも多かった。

市役所の近くに弁護士会の法律相談センターがあることも認識されていなかったようなこともあり、法律相談を担う弁護士・弁護士会も、個別に自治体の法律相談を担当していても、行政連携の視点で制度構築などに関わっていないことも多いことが明らかになった。

今後、支援体制を構築していくにあたっては、支援提供者との連携が不可欠であるから、意見交換会等は定期的の実施することが必要である。

#### イ 弁護士会との連携

本事業においては、弁護士会との交流が初めてであるとの自治体も多かった。

弁護士・弁護士会は、各弁護士会の法律相談センターや弁護士紹介制度などにより多数の法律相談を実施し、いつでも相談してもらえる体制を整えているが、権利者に特徴的なのは、自分から弁護士に相談するなどの余裕がまったくないことであり、養育費の権利性についての認識もなく、誰かに相談していいことがらなのかどうかもわからないという段階である人も多いと見受けられた。

義務者への請求が費用対効果においてアンバランスな面もあることなどから、弁護士が受任しにくいという面もあるものの、養育費の不払い解消という本事業の課題については、踏み込んだ取組みが必要であろう。

#### ウ 弁護士の利用について

養育費の問題は、基本的には法律問題であるから、誰かに相談したい場合は、弁護士への法律相談となる。その場合、自治体は連携方法として、相談者に対して、自治体で実施している無料法律相談のほか、弁護士会が実施している法律相談や弁護士紹介制度の利用、法テラスの法律相談などを紹介することになる。

弁護士の利用にあたっては、自治体の担当者が相談内容を聞き取り、整理して、弁護士への相談につなげている例があった。法律相談においても特に離婚の相談は、長い夫婦の歴史を有することからとりとめなく広がりがちであり、要点を絞った相談は、相談者、弁護士の双方にとって有用である。

弁護士に委任するとすれば費用が生じる。相談者の資力によって紹介先が異なることになる。法テラスは、費用援助が可能であるが、資力要件のほか、勝訴見込みが必要なので留意しなければならない。なお、費用がネックとなって、弁護士に相談できず、その結果、養育費の支払も受けられないということもあり得る。法テラスの拡充、行政の費用援助、権利保護保険への加入案内等も考えていくべきである。

#### (4) 小括

養育費は、権利者がその権利性を十分に認識していなかったり、取決めや支払がなされていない場合でも、ひとり親は毎日が忙しく、支払を受けるために裁判所等の制度や自治体相談を利用する余裕がなかったりすることなど、養育費の不払い解消が子どもの養育のために重要でありながら、実現に困難がある政策課題であることも浮き彫りとなった。不払い解消のための支援が実効的なものとなるには、行政の関与や援助が有用であり、支援も相談を待つだけでなく、かなり積極的な働きかけとしてアウトリーチや、聞き取り（インタビュー）が必要であることもわかった。

権利者の権利実現と、支援の在り方については、法テラスの利用も含めサステナブルな制度構築が必要であるが、その設計そのものも緒に就いたばかりであり、今後の研究が期待される。

### 第3 各自治体におけるモデル事業の実施（東西順）

#### 1 千葉県東金市

##### (1) 東金市の状況

東金の人口は、平成15年をピークに僅かながら減少に転じ、平成28年頃から人口減少の幅が増し、現在は約5万7千人である。高齢化・少子化が進む中、特に児童の減少が著しく、令和3年の18歳以下の人口をみると約7500人で、10年前の人口からおよそ2割減少している<sup>11</sup>。

東金市をめぐる養育費の現状についてみると、子育て世帯のうち、ひとり親の世帯の割合はおよそ1割と推計され、令和2年度の児童扶養手当の現況届の際に申出された養育費を受け取っている世帯は117世帯で全体の19.5%である。時点は違うが、厚労省の平成28年ひとり親世帯調査の数字と比較すると、全国平均を下回っている状況であった。また、養育費の平均額についても、全国平均を1割程度下回っている状況である。

子育て支援課への離婚等に関する相談や問合せは、月あたり2～4件程度、年間30～40件程度であるが、市民側から養育費の話が出ることはほとんどなく、離婚後の手当や補助、児童扶養手当の金額に関するものが大半である。また、子育て支援課に在籍する母子・父子自立支援員への夫婦関係の相談では、離婚を視野に入れた相談を受けることもあるが、離婚後の就労の悩みや児童扶養手当の額の相談が中心である。

##### (2) 事前打合せにおいて明らかになった課題

養育費の不払いの問題を抱えるひとり親が全国平均よりも多い一方で、自治

---

<sup>11</sup> 東金市 統計データ（人口）<http://www.city.togane.chiba.jp/0000005201.html> 参照。

体での相談では養育費に関するものは少ない。養育費の重要性の周知のため、市民にとって身近な存在である自治体において、養育費に関する広報啓発活動を進めるとともに、養育費の支払が当然と思えるように養育費に対する問題意識を高める必要がある。

### (3) 意見交換会

東金市における養育費の受給率や法律相談の内容など、現状や課題が共有された。市への問合せは、離婚後の手当や扶助、児童扶養手当に関するものが中心であることが紹介されたが、調停の場で養育費の重要性を説明しても当事者には伝わりにくいこともあることから、離婚前の段階から、養育費の重要性について説明するなど、福祉的な視点からの自治体によるプッシュ型支援の必要性が指摘された。他方で、養育費の8割が児童扶養手当の算定における収入認定とされるため、養育費の支払確保のインセンティブにつながらないといった実情や離婚した後に養育費について取り決めるよう促すことは難しいのではないかと現場の声も紹介された。

千葉県弁護士会では、厚労省のひとり親家庭支援の事業を利用する形での自治体への協力を仰ぎ、県内での法律相談が積極的に行われているが、東金市における県主催の相談は年1回であり、市民が法律家に相談できる機会を増やしたほうが良いのではないかとの声があった。東金市においても弁護士会との連携を進める必要性は認識しているが、市独自の予算では継続が難しいことから、国による継続的な予算の手当や補助の必要性が指摘された。

また、家庭裁判所における養育費事件に関する取組みや、履行確保のための手続についても説明があり、自治体職員にとっても家庭裁判所の手続を知る良い機会となった。

#### (4) 試行した施策

児童扶養手当受給者を対象にアンケートを実施した。その結果によると（対象者 538 名）、回答者数 174 名のうち、88 名が取決めありと回答しており、養育費の支払を現在も受け取っていると回答した人は、回答者数 174 名のうち 45 名、受け取ったことがないと回答した人は 97 名であった。法律家への相談については（複数回答可）、「費用がいくらかかるのか分からない」、「費用が支払えない」「どこに相談に行ってもいいか分からない」の順に多かった。また、裁判所の利用についても（複数回答可）「費用がいくらかかるのか分からない」「費用が支払えない」「必要な書類を集めるのが大変そう」の順に多かった。養育費の問題で困っている市民に対して、プッシュ型による積極的な情報提供や、財政支援とあわせた法的サービスの提供が必要であることが明らかとなり、ひとり親に対する支援策を検討するにあたり、非常に参考になる調査であったといえる。

また、東金市の特色として、部署間連携が充実していることが挙げられる。戸籍を所管する市民課と子育て支援課が同じフロアで、ロビーを挟んですぐ近くにあり、職員同士もお互い知っているのも、連携を取りやすく、市民課での相談を子育て支援課につなげることができる体制になっている。そして、市民課に提出する異動票で、児童手当等の手続が必要であることが分かれば、異動票の一部抜粋の写しを作り、子育て支援課に行くよう本人に伝えており、市民課と子育て支援課との間には、ワンストップに近い体制が築かれている。さらに、今回のモデル事業のプッシュ型支援の一環として、養育費に関する情報が集約された法務省作成の広報チラシを子育て支援課の窓口にした。

弁護士の無料法律相談は 2 件であった（電話 1 件、オンライン 1 件）。当初、2 件とも電話相談希望であったが、本モデル事業の趣旨を説明し、1 件はオンラインにより実施した。法律相談にあたっては、弁護士会の協力を得て、平日

の日中のほか、午後 8 時までの夜間相談や日曜相談の枠も用意されていたが、今回の実施期間中は利用者がいなかった。もっとも、今回はモデル事業の期間が短かったため、希望する者がいなかったとも考えられ、夜間相談や休日相談のニーズは、今後も継続して検証する必要があると考えられる。

また、東金市では、家庭裁判所によるオンラインでの手続案内の施策も準備していたが、この施策については、市民からの問合せはなく、利用には至らなかった。

#### (5) 各施策の成果

児童扶養手当受給者に対するアンケートでは、裁判所手続の利用について、費用や必要書類に関する情報不足から、その利用が遠のいてしまっていることが明らかになった。

今回、オンライン法律相談の利用は 1 件であったが、利用者からの感想としては、少し抵抗がある、慣れないといった声があがっており、ウェブ会議に慣れていない方からすると、オンラインよりも電話相談の方が相談しやすいといった例もあるようである。そのような場合には、一回目の法律相談は電話で行い、二回目以降オンライン相談を行うといった選択肢もあり、利用者のニーズに合わせる形で、様々なデバイスを利用した重層的支援が求められるのであろう。

#### (6) 自治体職員との座談会

これまで関わりのなかった機関や組織とつながりを持つことができたことにより、自治体の職員にとっても、法律相談や家庭裁判所の利用に対するハードルが下がり、市民からの相談に対し関係機関につなぎやすくなったとの意見が出された。自治体でのモデル事業の実施にあたっては、モデル事業によるサ

ポートが終了した後に、どのように市民に同等のサービスを提供していくことができるのか、といった予算面での課題に直面することもあるが、意見交換会の実施による人的ネットワークが構築されれば、モデル事業終了後も、継続してネットワークを活用することができるため、予算がない場合でも、自治体の取組みとしてつなげていくことができる。今後の課題として、意見交換会で得られた人的ネットワークを、モデル事業終了後、どのような形で次に残していくかが指摘された。

## (7) 小括・課題

養育費の確保のための手続があまり知られていないため、養育費の支払を求めようとしていないひとり親が一定数いることが明らかになった。今後、養育費に関する手続の周知等を進めていく必要があるが、その上で、今回のモデル事業によって構築された関係機関とのネットワークは大変有用となる。他方で、モデル事業終了後のネットワークの継続方法について課題も指摘された。

また、東金市は車での交通の便がよいため、他の地域と比較してウェブ型の相談によるメリットがそれほど大きくないのではないかと指摘もあり、オンライン法律相談の有用性については、地域の実情に応じて検証する必要がある。

## 2 三重県伊賀市

### (1) 伊賀市の状況

三重県伊賀市（平成 16 年に上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村および青山町が合併）の人口は、昭和 50 年頃までは減少傾向にあったが、その後企業の進出や住宅団地の開発などにより、人口は緩やかに増加し、近年においては、住宅団地への人口流入が落ち着きをみせ始め減少傾向となり、令和 4 年 1 月 31 日時点では約 8 万 8 千人である。世帯数については、核家族化や住宅団地への流入等により増加しているが、1 世帯あたりの人員は年々減少傾向にある<sup>12</sup>。

伊賀市における養育費をめぐる現状については、令和 3 年度児童扶養手当現況届で提出された養育費申立書をみると、7 割が養育費を受給していないと申告している。もっとも、かつては養育費を受け取っていたという受給者も多い<sup>13</sup>。

養育費や離婚に関する市民相談は、こども未来課で受け付けており、母子・父子自立支援員 1 名、女性相談員 1 名、児童相談員 2 名、ケースワーカー（社会福祉士）1 名の相談体制である。母子・父子自立支援員が応じた養育費相談は、令和 2 年度においては 2 件（全体の相談件数は 205 件）であったが、女性相談員が応じた離婚に関する相談は、来庁と電話をあわせて 94 件であった。離婚に関する相談のなかには養育費に関するものも含まれており、同一人物が複数回相談にきていたケースもあった。

相談案件としては、こども未来課で受け付けるもののほか、離婚届に関する相談として戸籍住民課から紹介されることもある。相談員は、養育費相談支援

---

<sup>12</sup> 伊賀市ホームページ「伊賀市の概況」<https://www.city.iga.lg.jp/0000003779.html> 参照。

<sup>13</sup> 児童扶養手当現況届の際に、三重県が実施したアンケートの調査結果を参照。

センターによる研修を受けているが、市の相談では、福祉的な支援が中心で、法律相談が必要な場合には、男女共同参画センターが実施する法律相談（女性限定）や、法テラスの利用を紹介している。

## (2) 事前打合せにおいて明らかになった課題

市の職員、母子・父子自立支援員や女性相談員は、相談にきた市民に対し、養育費は子の将来のために必要であり、必ず養育費を受け取るよう指導している。また、相談案件のなかには、相談員が公証役場や裁判所に確認しながら、相談者の行う養育費の取決めや裁判手続の申立てを支援している事案もあり、市の職員や相談員との間では、養育費問題に関する知見や経験が共有されていた。もっとも、市では、福祉的な支援が中心となるため、法律的な助言が困難なことも多く、加えて、男女共同参画センターでの法律相談は機会が限定されていることや、法テラスの利用がなかなか進まないことから、市民からの相談をどのように法律家につなげるか、養育費を受け取るための具体的な解決策をどのように導くかといった問題があることが明らかになった。

## (3) 意見交換会

モデル事業の実施にあたり、人的ネットワークの構築を目的とした意見交換会が実施された。意見交換会では、伊賀市における養育費の現状や課題が共有され、今後のモデル事業の進め方についても議論された。たとえば、市が抱える問題の一つとして、市民から相談を受けた後、離婚問題に詳しい弁護士や市外への弁護士への相談を希望する市民に対して、希望に合う弁護士を紹介する手段がないなど、弁護士のマッチングの問題が指摘された。そのうえで、法律相談の実施においては、相談員が市民から聴取した相談内容を踏まえて、相応しい弁護士を紹介してほしいとの提案が出された。

また、司法書士との連携については、以前、三重県青年司法書士協議会の依

頼で、養育費相談会の案内を市の広報に掲載したこともあったが、連携の方法も含め、今後の課題とされた。

#### (4) 試行した施策

オンライン法律相談が4件、養育費の調停申立て、市の相談員による家庭裁判所への付添い支援が実施された。オンライン法律相談では、市相談員との事前面談を経て、市と弁護士会事務局で日程調整を行った後、市役所内で相談員同席のもと、オンライン法律相談が実施された。オンライン法律相談の実施にあたっては、限られた時間内で質問内容を正確に把握できるよう、担当弁護士の選定後に、市民からの相談内容の概要が記載された相談票を担当弁護士に事前に送付する方法がとられた。

#### (5) 各施策の成果

オンライン法律相談により、対面では難しい市外の弁護士にも相談できる体制が確保されたため、市外の弁護士を希望する市民にとっては選択肢が広がったといえる。また、これまで法律相談の経験がない市民にとって、一人で弁護士事務所に行くことのハードルは非常に高く、身近な存在である市役所の窓口で、市の相談員が同席し相談を受けられたことにより、弁護士への敷居の高さが解消されたとの声もあった。

市の相談員の同席は、本人の同意のもと実施されたが、結果的に全件に相談員が同席しており、相談員の知見の獲得につながっただけでなく、法律相談後に市の相談員によるフォローがしやすくなるといった効果もあった。加えて、法律相談後、弁護士からの助言にしたがって解決策を実行する際に、市民が弁護士の説明内容を十分に理解できていなくても必要に応じて相談員がフォローすることが可能となり、結果的に滞納養育費が全額支払われたといった事例も紹介され、市による寄り添い型の支援が養育費の確保に結びついたことが実

証された。

伊賀市の特徴として、本モデル事業の実施前から、市民による公正証書の作成や裁判手続の申立てを相談員が支援するなど、市の相談だけでは終わらない継続的な支援体制があることがあげられるが、本モデル事業の実施により、法律家へのアクセスが容易になったことで、法的支援体制が強化されたと評価できる。

また、意見交換会により、関係機関との人的つながりができたことで、市の職員や相談員にとっても裁判所へのハードルが低くなり、家庭裁判所への付添い支援を行いやすくなったとの声があった。

#### (6) 自治体職員との座談会

モデル事業の取組事例として、養育費はもうもらえないと諦めていたが、法的助言により、自信をもって支払を求めることができたといったケースが紹介されるなど、法的支援が養育費の問題の解決に結びついたケースが紹介された。

また、今後の課題として、特に弁護士会以外の関係機関との連携強化があげられ、裁判所職員による市の職員への研修の検討など、裁判所と市との連携を図るための方策が望まれるとの意見が出された。市民が継続的に法的支援を受けるためには、市と裁判所が連携し、限られた時間のなかで必要とする情報を得ることができる環境作りが必要であり、市相談員による裁判所への付添い支援を超えた新たな施策の検討が課題として指摘された。

#### (7) 小括・課題

養育費の問題の解決にあたっては、取決め、支払といったフェーズに分けて、どの場面が問題になっているかを明らかにしたうえで、市民のニーズに沿った

解決策を提示することが求められているが、自治体と法律家とのパイプができたことにより、あらゆるフェーズで対応できる法的支援のスキームが構築されたことが一つの成果といえる。

市が、養育費の問題で困っている市民に対して伴走型の支援を行うにあたっては、法律家の助言が必要不可欠であるが、従前の課題として、市民にとって各機関へのハードルの高さから市主催の法律相談や法テラスが利用しにくく、法律相談につながりにくい実態、無料法律相談後の解決策の実行がすべて本人任せとなってしまう、本人が途中で諦めてしまうような実態が指摘されていた。本モデル事業の実施により、法律家による支援と自治体での支援との相互連携が可能となり、結果的に、市の相談窓口に来た市民が、継続的に法的支援を受けることが可能となったといえる。

また、弁護士に委任しない場合には、公正証書の作成や裁判手続の申立書の作成も本人で行うことになるが、市の職員や相談員が寄り添うことで、養育費の確保にもつながることが明らかになった。伴走型支援を実現するには、市の職員や相談員による負担や弁護士会等の関係機関の負担も大きいと思われるが、前者については、市の職員や相談員への研修の充実やモデル事業を通じた知見の共有により、負担の軽減につながるといえる。また、弁護士会等との連携については、事務的なやり取りも含めさまざまな課題を克服しながら本モデル事業が進められてきたが、本年度解決できなかった課題については、今後検討することが望まれる。

### 3 兵庫県宝塚市

#### (1) 宝塚市の状況

宝塚市の人口数は、国勢調査によると昭和 45 年以降増加傾向が続き、平成 27 年にいったん減少に転じたが、令和 2 年国勢調査においては、人口 226,432 人となり、同水準を保っている。

同市の令和 2 年版宝塚市統計書によれば、令和元年の離婚件数は 332 件であり（窓口サービス課資料）、同年を含む直近 5 年間（平成 27 年から令和元年まで。）では、300 件台で推移している<sup>14</sup>。また、全世帯数 98,294 世帯（令和 3 年 3 月末）のうち、ひとり親世帯は 2085 世帯と推計されている。さらに、ひとり親世帯のうち、253 世帯（23.3 パーセント）が養育費受給世帯とのことである（同市子ども未来部子育て支援課による調査結果参照）。

養育費や離婚、児童扶養手当に関することなどについては、子ども未来部子ども家庭室の子育て支援課が担当しており、市民からの相談には、同課職員のほか母子・父子自立支援員が対応している。

#### (2) 事前打合せにおいて明らかになった課題

離婚届を含む戸籍関係の手続きは、窓口サービス課で対応しており、離婚届をもらうために来庁した全ての市民に対して法務省作成のパンフレット「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」や離婚前後の相談案内のチラシ等をセットにして配布しているが、同課は市庁舎の 1 階にあり、実際に相談を受ける母子・父子自立支援相談員のいる子育て支援課は同庁舎のグランドフロア（地下 1 階に相当）にあるため、通常の業務連携は行っているものの、支援窓口のワンストップ化には、物理的な課題があること、宝塚市においても弁護

---

<sup>14</sup> 宝塚市ホームページ

<https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/about/1009913/1018036/1041567/index.html>

士による無料法律相談を始めとする各種相談を定期的で開催しているものの、市民からの相談をきっかけとして法律家の継続的な支援につなげるにはどうすればよいか、すでに離婚しているひとり親に係る養育費の課題への対応に苦慮していることが明らかになった。

### (3) 意見交換会

モデル事業の実施にあたり、人的ネットワークの構築を目的とした意見交換会が実施された。意見交換会では、宝塚市におけるひとり親世帯の現状や同市の支援事業の現状などが共有され、法務省のモデル事業に協力した場合に市として取り組むことが可能な新たな支援策について議論された。例えば、現状においても弁護士相談の際には、事前に母子・父子自立支援相談員が相談内容・論点を整理しているところ、オンラインによる弁護士相談においても同様に母子・父子自立支援相談員による事前対応を行えば対応可能であろうという意見や、養育費に係る公正証書作成費の補助などには取り組めるのではないかとといった積極的な提案があった。他方で、強制執行手続に係る申立書作成など司法書士を活用した支援については、弁護士による支援との切り分けや申立後の実行性の担保の観点から実施が難しいのではないかとといった意見のほか、民間ADR 機関を利用した支援は、宝塚市の現状を踏まえると多くの利用者数を見込めないのではないかとといった今後の課題につながる意見なども提出された。

### (4) 試行した施策

弁護士によるオンライン法律相談、神戸家庭裁判所によるオンライン手続案内、養育費に係る公正証書作成費の補助や調停申立てに係る各種手数料等の助成、NPO 法人等を利用した家庭裁判所への付添い支援に係る費用の補助が実施された。

弁護士によるオンライン法律相談については、母子・父子自立支援相談員と

の事前相談を経て、弁護士との日程調整後、宝塚市役所内から相談員同席のもとで実施された。

また、神戸家庭裁判所によるオンライン手続案内についても、家庭裁判所と連携する初めての試みであり、相談や質問内容を適切に把握し、効果的な手続案内につなげられるよう、母子・父子自立支援相談員との事前相談を経て、裁判所との日程調整後、相談員同席のもとで実施するという同様の方法がとられた。

## (5) 各施策の成果

弁護士によるオンライン法律相談は、宝塚市における隔月の定例法律相談に加えて、弁護士に相談できる機会が増えたことにより、市民の側からみると利便性の向上につながったといえる。専門家としての弁護士に相談することの敷居が低くなったと感じられたとの声もあった。また、法律相談を受ける弁護士側からも、電話相談と異なり、オンラインによる場合は、相手の顔を見ながら相談できるため安心感があり便利であったとの声があった。

また、モデル事業の期間中、1件のみではあるが、神戸家庭裁判所によるオンライン手続案内が実施された。相談者の難しい家庭事情を踏まえた上で、母子・父子自立支援相談員との事前相談および同席のもと、離婚調停における養育費の協議において夫が相続した財産も養育費の対象になり得るのかなどの点について、家庭裁判所から調停申立手続に関連させつつ、必要な手続の案内がなされたとのことである。

さらに、意見交換会により、弁護士会、司法書士会および家庭裁判所との人的つながりができたことで、市の職員や相談員にとって、弁護士や裁判所が業務上の協力・連携先と意識できるようになった効果は大きいとの声があった。

		12月	1月	2月	合計
実 施 策	オンライン法律相談	2	3	1	6
	裁判手続きのための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援	0	0	0	0
	裁判手続きの手数料補助（調停等）	0	2	3	5
	裁判所への付添い等の支援	0	0	0	0
	家庭裁判所によるオンライン手続案内	1	0	0	1
合計		3	5	4	12

## (6) 自治体職員との座談会

離婚後に児童扶養手当を受給しているひとり親に対してもモデル事業のチラシを送付したことにより、養育費の確保についての問合せが増えているなど、今回の事業が問題の再確認につながっているとの報告のほか、オンラインを利用した弁護士との法律相談や家庭裁判所からの手続案内は、市民サービスとして大変に優れているとの評価もあった。

今後の課題としては、養育費を請求しようにも離婚後の相手方に財産がないケースの相談など、養育費の取決めがないことによって対応が困難となることが改めて明らかとなったため、養育費について公正証書等の文書で残しておくことの重要性を十分に市民に訴えていく必要があるとの指摘があったほか、市による隔月の定例法律相談で対応すべき需要がモデル事業の法律相談に取り込まれてしまう結果となったので、既存の取組との棲み分け・整理が必要である等の指摘がなされた。

## (7) 小括・課題

今回のモデル事業の実施により、法律家による支援と自治体での支援との相互連携が可能となり、市の相談窓口に来た市民にとっては、法的支援を検討又

は享受するための選択肢が広がったといえる。

他方、初回の法律相談後、相談者が今後の対応（例えば、養育費に係る調停の申立て）を決心するまでには一定の時間を要する場合が多く、モデル事業の実施期間（令和3年12月から令和4年2月まで。）では十分な法的支援ができなかった事例もあったとの報告が座談会で提出されたことから、養育費の不払い解消問題については、離婚前後の取決めの促進から離婚後の支払の確保まで、継続的な市民に寄り添った支援を行う必要があるということが浮き彫りになった。

相談の窓口となる市の職員や母子・父子自立支援相談員をはじめ弁護士会等の関係機関にとっても、市民に対して継続的な法的支援を実施していくことは相当の負担になり得る。しかし、相談に市役所を訪れる市民への必要な情報の提供、相談の法的問題の把握と整理、それらを踏まえた適切な支援先への紹介・接続に関する知見が積み重ねられることにより、市の職員等の負担は軽減されていくものと考えられる。また、弁護士会等においても、有用なツールとしてオンライン法律相談等が増えれば、市との連携も一層図られることになり、有用なツールのひとつとして定着していくことになると思われる。

上記も含めて、本年度のモデル事業で認識された問題や解決すべき課題については、次年度予算化する市の事業のなかにおいて、再度検討し、解消に向けて取り組んでいくことになる。

## 4 山口県宇部市

### (1) 宇部市の状況

山口県宇部市の人口は、高度経済成長期に減少したが、昭和 45 年以降増加に転じ、平成 7 年にピークを迎えた。その後、平成 16 年に楠町と合併したものの、人口が減少し、令和 4 年 2 月 1 日現在で、約 16 万人となっている。世帯数は増加する一方、世帯人員は減少傾向にあり、単身世帯の増加や核家族化が進行している<sup>15</sup>。

養育費をめぐる現状については、児童扶養手当受給者 1640 名を対象に子育て支援課で実施した「令和 3 年度ひとり親家庭等アンケート調査結果」（令和 3 年 10 月、回答者 640 名）によると、養育費の取決めの有無につき、「取決めをしている」と回答した方は 31.7%、「取決めをしていない」と回答した方は 64.5%であった。また、実際に養育費を受け取っているかどうかについて、「現在も受け取っている」と回答した人が 22.5%、「過去に受け取っていた」と回答した人が 8.6%、「受け取ったことがない」と回答した人は 64.7%であった。

宇部市では、子どもの貧困対策の一つとして、養育費の確保の問題に取り組んでおり、令和 3 年度、第 2 期宇部市子どもの貧困対策推進計画が策定された。令和 4 年度からは、子どもに関する政策について一元的に進めていく部署として、子ども政策課が立ち上げられる予定であり、子どもの貧困対策の重点施策の一つとして養育費確保の支援が位置付けられている。

### (2) 事前打合せにおいて明らかになった課題

上記の令和 3 年度ひとり親家庭等アンケート調査結果からは、養育費の取決

---

<sup>15</sup> 以下のウェブサイトを参照した。

[https://www.city.ube.yamaguchi.jp/res/projects/default\\_project/page/001/007/034/vision\\_all\\_1.pdf](https://www.city.ube.yamaguchi.jp/res/projects/default_project/page/001/007/034/vision_all_1.pdf)  
<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/shisei/toukei/jinkou/1007587.html>

めをしていると回答したひとり親の割合が低く、受け取ったことがないと回答したひとり親の割合は、全国平均よりも高く、養育費に対する認識を高める必要性が指摘された。また、養育費について取決めがされずに行われる離婚に対して、公正証書の作成を促すためにはどのようにしたらよいのか、ひとり親にとって最も身近な相談先である市役所における有効かつ適切な支援の在り方が課題となっていた。

### (3) 意見交換会

宇部市では令和3年10月に第1回意見交換会が、令和4年2月に第2回意見交換会が開催され、多くの関係機関（弁護士会・司法書士会・公証役場・オブザーバーとして家庭裁判所等）が参加した。

第1回意見交換会では、市からひとり親家庭等アンケート調査結果に基づいて養育費の現状や課題について紹介されたほか、自治体と専門家をつなげる仕組みが機能するためのモデル事業の進め方についても、意見交換が行われた。公証人からは、養育費に関する公正証書の作成件数が少ないことや、公正証書のうち執行認諾文言が付与されたものの割合も低いことが明らかにされ、公正証書での取決めや債務名義化しておくことの重要性を周知することが必要であることが共有された。

### (4) 試行した施策

弁護士による養育費相談、公正証書の作成に関する補助や養育費調停の申立て費用の補助が実施された。また、司法書士の活用も行われた。

弁護士相談は、モデル事業開始前から実施されていた法律相談の枠（平日の夜間相談含む）を活用してオンライン法律相談も実施され、弁護士による相談とともに、ひとり親を対象とした総合相談窓口を充実させ、市の担当者が、窓

口で相談内容を整理してから、弁護士による法律相談や司法書士による支援の振り分けを行うなど、ひとり親相談窓口を起点として、相談者のニーズに適した支援を実施する仕組みが作られた。

また、本モデル事業の開始とあわせて、離婚届の様式を新しいものに変更し、離婚届を取りに来た方には、養育費の取決めの重要性や公正証書の作成等による取決め方法を説明して、なるべく早期の段階から、総合相談窓口への相談につなぐことを目指した。

さらに、養育費に関する問題認識を高めるため、広報誌や市のウェブサイトでの広報、ふれあいセンターのような公的機関におけるお知らせの設置などの周知が行われた。

## (5) 各施策の成果

本モデル事業の実施期間中、市への窓口相談や弁護士による法律相談の利用が多く（子育て支援課での相談受付は81件）、養育費確保の重要性に関する認識を高めることができたといえる。相談窓口から弁護士相談につながったものは25件、弁護士受任につながったものが2件、司法書士による強制執行申立書作成が5件であった。総合窓口相談を受けた日にオンラインでの弁護士相談を実施できたケースもあり、自治体内でのワンストップでの支援体制が強化されたといえる。従前の弁護士相談では、相談者が一人で相談する形であったが、オンライン法律相談では、支援員が付添い、必要に応じて支援員の継続サポートを受けることが可能となった。コロナ禍において、対面での弁護士相談が難しくても、オンラインでの相談は可能であり、オンライン相談のニーズがあることが明らかとなった。オンライン相談においては、オンラインでの書面の共有が課題となったが、市では令和4年度から資機材を導入する予定であり、試行錯誤を重ねながらよりよい支援を目指せるのではないかとと思われる。

さらに、弁護士相談だけでなく、司法書士を活用した支援、審判申立ての費用補助、公正証書の作成費用の補助など、複数の施策が実証されたことにより、相談者が求めるニーズにあった多角的な支援を受けられる体制の構築につながったといえる。

		11月	12月	1月	2月	合計
相談窓口	1 電話相談	7	14	10	2	33
	2 窓口相談	14	14	9	11	48
合計		21	28	19	13	81

※母子・父子自立支援員受付

		11月	12月	1月	2月	合計
相談窓口での相談後	1 弁護士相談	2	11	7	5	25
	受任契約（強制執行申立着手）	0	0	1	1	2
	2 司法書士による強制執行申立書作成等	1	1	0	3	5
	強制執行資料作成	0	1	1	3	5
	3 調停申立（相談者自身による）	0	0	0	1	1
	4 公正証書作成	0	0	1	3	4
						42

## (6) 自治体職員との座談会・第2回意見交換会

座談会では、関係機関との人的ネットワークの重要性が指摘された。国や県から地方自治体に権限委譲されることがあるが、関係機関との人的ネットワークがないと、権限があってもうまく機能しないことが多い。自治体の支援体制の強化のためには関係機関とのコネクションが必要不可欠であるところ、2回の意見交換会によって人的ネットワークを構築でき、関係機関の協力を得ながらモデル事業を進めることができたとして、有意義であったとの意見が出された。

また、窓口相談に来られた方には、ほぼ全員に本モデル事業の案内を行うことにより、養育費を諦めている人に対する働きかけも積極的に行ったが、やっとの思いで離婚にたどり着いた相談者にとっては養育費の取決めは負担のかかる作業であり、養育費について相手と話すために一歩踏み出すことに悩んでいる方も多かったといった実情が紹介された。今後の方向性について悩んでいる方に対して、窓口の担当者として、どこまでプッシュ型支援を行うべきかいくらまでの助成を行うべきなのか悩んでいるといった意見も出された。また、債務名義を得たにもかかわらず、相手方が不払いであるといった相談案件もあったが、強制執行の進捗に進むべきか悩んでいる相談者もあり、悩む時間を確保する必要もあることから、モデル事業の短い期間内で、強制執行申立ての支援まで行うことは難しいとの声もあった。

第2回意見交換会では、本モデル事業の振り返りとともに、本モデル事業を通して市民に寄り添う形での支援を目指したが、ノウハウ等の不足により、伴走型支援が難しいこともあったとの声が紹介された。その上で、自治体による支援の在り方として、意見交換で構築された人的ネットワークを利用して、市の窓口相談から、専門家へスムーズにつなげる役割の重要性も指摘された。さらに、相談員の能力向上のため、家庭裁判所から講師を派遣し、研修を実施することも可能であると提案され、自治体内における法的支援の充実が、今後の課題とされた。

## (7) 小括・課題

宇部市では、子どもの貧困対策として、養育費の確保に関する取組みを積極的に進めることが検討されており、本モデル事業において、どのような施策が有効なのか、費用対効果はどのくらいかを検証できたことは非常に有意義であったといえる。また、宇部市では、次年度は新庁舎に移転するとともに、リモ

ト環境も快適になるため、今後、ICT を活用した支援体制の強化が期待される。

## 5 熊本県人吉市

### (1) 人吉市の状況

熊本県人吉市の人口は、昭和 30 年に 4 万 7000 人を超えていたが、その後は徐々に減少傾向にあり、令和 4 年 1 月末時点では、総人口が約 3 万 1 千人、うち男性が約 1 万 4400 人、女性が約 1 万 6700 人であった（世帯数は、約 1 万 5 千世帯）<sup>16</sup>。

人吉市役所においては、離婚届の受理等は市民課で、児童扶養手当などひとり親世帯の支援や離婚相談等は福祉課でそれぞれ受け付けている。離婚届の受理件数は、令和元年度が 63 件、令和 2 年度が 41 件であった。また、令和 2 年度に、福祉課で離婚関連の相談を受けた件数は 17 件（本人のほか親族等から受けた相談も含む。）であったが、そのうち養育費に関する相談はなかった。

### (2) 意見交換会で明らかになった課題等

本事業の実施にあたり、人的ネットワークの構築、人吉市における養育費をめぐる現状や課題の共有等を目的として、法務省、人吉市役所、熊本県弁護士会、熊本県司法書士会、熊本家庭裁判所の各職員等をメンバーとする意見交換会が実施された。

前記(1)のとおり、人吉市役所では、養育費に関する相談が皆無に等しい状況にあるところ、潜在化していると思われる養育費に関する問題を抱えている者を正確に把握することが目下の課題であることが明らかになった。その上で、かかる問題を抱えている者が法律相談や家事調停等の裁判手続の申立て等を容易、かつ、低コストでできるようにするための環境整備（養育費に関する取

---

<sup>16</sup> 熊本県人吉市「人吉市人口ビジョン」

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/22678.pdf>

人吉市ホームページ「人吉市の人口」

<https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/51/30.html>

組状況の周知広報、人吉市役所における相談スペースの確保、法律相談・家事調停等の申立費用等の補助など)も並行して進めることの重要性が共有された。

### (3) 試行した施策およびその結果

意見交換会の結果を踏まえ、人吉市では、本事業の施策として、①弁護士によるオンライン法律相談の実施、②司法書士による調停申立書等の作成、③公正証書作成費用・調停費用等の補助、④人吉市役所職員による家庭裁判所への付添い支援を実施することとした。

そのほか、市民課窓口で離婚届を取りにきた当事者に対して本事業の施策内容を記載したチラシを手交する、養育費に関するアンケートを児童扶養手当受給者(対象者は、令和3年12月時点で463名)に送付するなどして、養育費に関する問題を抱えている者の把握等に努めることとした。

以上の施策を令和3年12月15日から令和4年2月末まで実施したところ、①の施策につき申込みが1件あったが、②から④までの施策の利用はなかった(①の申込みについては、法律相談の日程調整段階において、申込者の体調不良により中断してしまったことから、本報告書執筆時点においては、法律相談の実施には至っていない)。

なお、本事業に協力していただけることとなった熊本県弁護士会所属の弁護士複数名がSNS上で情報共有用の専用グループを作成するなどの試みもなされていたとのことである。

また、児童扶養手当受給者に対するアンケートについて、146名からの回答があったところ、回答者の過半数が養育費に関する取決めをしていない上、7割を超える者が現に養育費の支払を受けていないことが明らかとなった。

このように、養育費を現に受領していない者が多数を占めているため、自治体に相談はしておらず顕在化していないものの、潜在的には養育費に関する問題を抱えている者がなお相当数いることが推察できる結果となった。

#### (4) 施策実施後の人吉市役所職員等との座談会

本事業の施策の利用件数が少ない理由としては、人吉市は小規模な自治体であり、その地域性の特色から、離婚問題で市役所に相談をしている姿を知人・親族等に見られることを懸念して、市役所に足を運ぶこと自体に抵抗を感じている人が一定数いるのではないかと、人吉市からの積極的な支援（いわゆるプッシュ型支援）が不十分だったのではないかなどといった意見が出された。

その上で、改善策として、例えば、児童扶養手当受給者が現況届を市役所に提出にきた際に積極的に市役所職員が当該提出者に働きかけをする、ケースワーカーを通じて、ひとり親世帯の生活保護受給者に対して働きかけをするなどといった提案がなされた。

#### (5) 小括・今後の課題

まずは、本事業を通じて、人吉市役所・弁護士会・司法書士会などの人的ネットワークや連絡体系等が構築されたことは、本事業の成果の一つであるといえよう。

その上で、前記のとおり、潜在的に養育費問題を抱えている者の把握等が今後の最も重要な課題であるところ、今年度において実施した施策を次年度も継続するとともに、プッシュ型支援も含めて周知広報活動を徹底するなどして、次年度の事業において改善することが望まれる。

## 第4 モデル事業の結果の分析

### 1 モデル事業の結果の概要

本調査研究では、全国の1700を超える基礎自治体のなかから、自治体の規模、地域性、積極性や関心の高さなどから5つの基礎自治体を選ばせていただいた。5つの基礎自治体は、千葉県東金市、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市、山口県宇部市、熊本県人吉市であり、この5つの基礎自治体におけるモデル事業を通じて、養育費の支払確保のための実効性ある法的支援策および紛争解決支援策の在り方や当該支援策の具体的な作動条件について詳細な分析と検討を行ってきた。以下に本モデル事業の実施状況と成果の概要を示すことにする。

はじめに、兵庫県宝塚市は、人口規模が約22万5000人と比較的規模の大きい自治体であり、ひとり親支援や無料法律相談などの既存の取組みのほか、養育費不払い解消に向けたモデル事業の実施に伴い、いくつかの新たな施策を試行的に実施した。たとえば、自治体内での戸籍・ひとり親支援等の関係部署の連携やプッシュ型支援、弁護士によるオンライン法律相談、神戸家庭裁判所によるオンライン手続案内、養育費に係る公正証書作成費の補助や調停申立てに係る各種手数料等の助成、NPO法人等を利用した家庭裁判所への付添い支援に係る費用の補助の各取組みが実施された。

特に、弁護士によるオンライン法律相談については、母子・父子自立支援相談員との事前相談を経て、弁護士との日程調整後、宝塚市役所内から相談員同席のもとでオンライン相談が実施された。また、神戸家庭裁判所によるオンライン手続案内は、家庭裁判所と市が連携する初めての試みであり、相談や質問内容を適切に把握し、効果的な手続案内につなげられるよう、母子・父子自立支援相談員との事前相談を経て、裁判所との日程調整後、相談員同席のもとで手続案内が実施された。

山口県宇部市は、人口規模が約 16 万 2000 人と中程度の規模の自治体であり、市制施行 100 周年記念日である令和 3 年 11 月 1 日からモデル事業を開始した。宇部市では、子どもの養育や子どもの貧困問題に取り組むため市役所での組織再編を実施するとともに、本モデル事業に伴い 11 月から離婚届を最新書式に改め、各市民センターや戸籍の届出を受け付ける支所にも本モデル事業のチラシを置くなど広報周知の徹底を図った。

また、令和 4 年 5 月からは新庁舎への移転を契機に、デジタル市役所を目指して、子どもの貧困対策や養育費の問題を含めトータルに子どもの問題にアプローチする相談体制を採るなどきわめて積極的な姿勢を打ち出している。

宇部市でも、自治体内での戸籍・ひとり親支援等の関係部署の連携強化およびプッシュ型支援、弁護士によるオンライン法律相談、養育費に係る公正証書作成費の補助や家庭裁判所での調停・審判の申立てに係る各種手数料等の助成、司法書士に対する書類作成や強制執行等の書類作成支援を実施した。弁護士による法律相談だけでなく、司法書士による支援など、相談者の多様なニーズに沿った多角的支援も実現した。

千葉県東金市は、人口規模では約 5 万 8000 人の比較的小規模の自治体であり、本モデル事業に関連して、児童扶養手当受給対象者へのアンケートを実施し、養育費不払いの実情や背景などの東金市での実態を明らかにすることができた。また、東金市では、小規模自治体として、もともと自治体内での部署間連携が充実しており、戸籍を所管する市民課と子育て支援課が同じフロアでロビーを挟んですぐ近くにあった。

弁護士による法律相談は電話 1 件、オンライン 1 件が実施された。法律相談

にあたっては、弁護士会の協力を得て、平日の日中のほか、午後 8 時までの夜間相談や日曜相談の枠も用意されていたが、残念ながら今回の実施期間中は利用者がいなかった。また、家庭裁判所によるオンラインでの手続案内の施策も準備したものの、この施策について市民からの問合せはなく、実際の利用には至らなかった。

三重県伊賀市は、人口規模は約 8 万 8000 人と中小規模の自治体であり、令和 3 年の児童扶養手当現況届では約 7 割が養育費を受け取っていなかった。伊賀市でも、既存のひとり親支援や法律相談のほか、養育費不払い解消の自治体モデル事業として、自治体内での部署間連携およびプッシュ型支援、三重県弁護士会との連携でのオンライン法律相談、養育費の調停申立て支援、市の相談員による家庭裁判所への付添い支援が実施された。

また、オンライン法律相談では、市相談員との事前面談を経て、市と弁護士会事務局で日程調整を行った後、市役所内で相談員同席のもとオンライン法律相談が実施された。オンライン法律相談の実施にあたっては、限られた時間内で質問内容を正確に把握できるよう、担当弁護士の選定後に、市民からの相談内容の概要が記載された相談票を担当弁護士に事前に送付する方法がとられた。オンライン法律相談により対面では困難な市外の弁護士への相談も可能になり、また市役所で市の相談員の同席のもとでの法律相談だったので、安心して相談できたとの声もあった。

熊本県人吉市は、人口規模が約 3 万 1000 人と比較的小さな規模の自治体であり、世帯数も減少傾向にあり、福祉課での離婚関連の相談も 17 件程度であり、養育費に関する相談はなかった。しかしながら、人吉市の地域特性や小規模自治体であることを考慮しても、養育費の支援ニーズがまったくないとは考えられない。人吉市では、既存のひとり親支援や無料法律相談などのほか、本

モデル事業として、弁護士によるオンライン法律相談、司法書士による調停申立書等の作成、公正証書作成費用・調停費用等の補助、人吉市役所職員による家庭裁判所への付添い支援を実施することとした。しかし、オンラインでの法律相談については、当事者の体調不良で継続中となり、他の取組みの利用例はなかった。もっとも、熊本県弁護士会の協力により弁護士複数名が SNS 上で情報共有用の専用グループを作成するなど、弁護士会や司法書士会と市との連携は深まった。

## 2 各施策の実効性および当該施策が機能するための条件

第1の部署間連携とプッシュ型支援については、5自治体のほぼすべてで実施された。東金市や人吉市など人口規模3~6万人規模の小規模自治体では、もともと同一建物内で関係部署が隣り合わせであるなど、近い距離にあり、職員も顔がみえる形での部署間連携が行われていた。その結果、特に今回のモデル事業により組織内の部署間連携が進んだりはじめられたりしたわけではなかったものの、小規模自治体であっても、本モデル事業のための事前の打合せにより養育費問題に対する共通認識を形成するとともに、チームワークや協働の促進という意味では、組織内での職員間相互のコミュニケーションや話し合いをもつことが大切であることが確認できた。また、宇部市でも、ひとり親支援部署と戸籍・市民課が隣り合って近くにあり、職員の顔もみえる状態であるため、従来から自治体内での機関連携はとりやすかった。比較的規模が大きく、子育て支援課と戸籍担当部署が別のフロアにある宝塚市でも、今回のモデル事業を機に、離婚届を取りにきた方を対象に、モデル事業のチラシを約200枚手交し連携に努めた。さらに、プッシュ型支援についても、適切な人員の確保の課題はあるものの、消極的になっている当事者に対しては、許される範囲での親切なお節介が重要であり、当事者に対して御用聞き型の働きかけが場合によっては必要なときもある。小規模自治体では、市や行政の介入が圧力や押し付けにならないようにする配慮も必要であろうが、ある程度当事者を後押しする

働きかけが必要とも思われる。たとえば、宇部市での相談窓口の体制強化は、プッシュ型支援を推進するうえで、他の自治体でも参考になろう。伊賀市でも、相談員の同席での継続的フォローと相談員の法律知識の研鑽につながると評判がよかった。

第2のIT等を利用した弁護士によるオンライン法律相談については、5自治体すべてで実施された。多くの自治体で実施されている既存の無料法律相談では、月1~2回の日時が指定された対面型法律相談であることが一般的であり、子育てや仕事に追われて時間的余裕のないひとり親の場合には、その時間すら作れないことも少なくない。また、オンラインの相談であれば、移動の時間や交通費が節約できる等のメリットもある。そこで、今回のモデル事業を実施した自治体でも、弁護士会の協力により、オンライン法律相談が実施され、概ね相談者からは好評であった。もっとも、小規模自治体では、法律相談自体の件数が少なかったうえ、オンライン法律相談の準備や予定はしたものの、実際の相談に結びつかなかったケースもあった。また、宝塚市や宇部市では、市民からはオンライン法律相談により、利便性が向上した、弁護士相談のハードルが下がったとの声があり、また、弁護士からも、対面でない画面とはいえ、相手の顔をみながら相談できる安心感につながったとの声も寄せられた。

これに対して、小規模自治体である東金市では、ウェブ会議に慣れていない当事者からの不安の声もあり、オンラインよりも電話相談のほうが相談しやすいといった声もあった。このような事例からは、オンラインおよび電話の併用型・選択型を用意するなど、利用者のニーズに合わせる形で、さまざまなデバイスを利用した重層的支援も検討に値するのではないかと思われる。また、同じく、東金市は車での交通の便がよいため、他の地域と比較してウェブ会議によるメリットがそれほど大きくないといった指摘もあり、オンライン法律相談の有用性については、地域の実情に応じて検証する必要があると思われるし、

市役所の施設利用、市の相談員の同席、電話やウェブなど当事者の多様な支援ニーズや当事者の選択で柔軟に対応できる相談体制づくりも必要かもしれない。なお、通信障害への対応、デジタル関連機器などのネット環境のさらなる整備や操作方法への習熟などが課題として指摘できよう。

第3に、裁判手続の申立書作成等の支援も、モデル自治体以外の比較的多くの自治体で実施されていた。ひとり親が法律の専門家である弁護士や司法書士の援助やアドバイスを受けることも難しく、自治体が弁護士会や司法書士会を通じて専門職につなぐだけでなく、書類作成の費用を補助する試みである。弁護士や司法書士など法律の専門家の存在を知らないとか、費用等への不安がある当事者にとっては、身近な自治体が介在して、適切な法律の専門家を紹介してもらえるだけで安心して依頼できるのかもしれない。しかし、自治体による費用補助や、弁護士や司法書士など専門職の紹介にとどまらず、適切なフォローアップが望まれるときもあるであろう。また、個別的には、法的支援のニーズの高さやどの専門職の支援がどこまで必要かどうか、また、弁護士と司法書士のいずれに任せるべきかなどの具体的な基準を示すことや、丁寧な説明も求められており、そのための統一的なマニュアル作りやフローチャート、支援のための研修も整備する必要がある。

第4の裁判手続の費用補助や裁判所への付添い等の支援は、家庭裁判所の手続で要する費用の補助や付添費用、安心のための付添同行の支援をすることで、家庭裁判所の利用を促進しようとするものである。家事調停や家事審判の申立費用そのものは決して高額ではないものの、1200円の印紙や通信用の郵便切手の費用がかかったり、家庭裁判所というところにひとりで行くことにすら不安・緊張を感じる当事者は少なくない。たとえば、宝塚市では、神戸家庭裁判所との連携で、家庭裁判所によるオンライン手続案内が実施された。相談者の困難な家庭事情を踏まえつつ、母子・父子自立支援相談員との緊密な連携のも

と、調停申立手続に必要な充実した手続案内が実施されたとのことで、当事者からも自治体からも高い評価が得られた支援策であった。ここでも、既存の制度をうまく活用して、機関連携を強めることでかなり必要な支援を届けることができることが実証された。当事者に寄り添う伴走型の支援の必要性、関係機関での意見交換会やネットワークづくりなど、関係機関や専門職の連携の重要性があらためて確認できた。

第5に、今回、民間ADRの利用については可能性としては提案された。家庭裁判所での家事調停の利用に困難や不安を感じる当事者に、柔軟で弾力的な対応を可能とするADRやODRを提供する民間機関があり、夜間や休日の調停や短期集中型の調整活動を実施してほしいケースでは、それなりのニーズがあるのではないかと想定された。しかし、残念ながら、5自治体での弁護士会等を含めた民間ADRの利活用の試みは十分になされなかった。民間ADR認証機関の数や所在が限られており、日本ではまだまだ限られた事件類型や場でのADRにとどまっており、今後の残された課題の1つでもある。

第6に、自治体がコーディネートして実施する意見交換会や連携会議などの取組みも、今回のモデル事業を実施した自治体すべてにおいて実施された。多くの自治体では、養育費に関する弁護士会、司法書士会、家庭裁判所、公証人、法テラスなどの関係機関との交流会や意見交換会はおろか、自治体職員との交流会や情報交換などの機会もほとんど設けられてこなかった。また、自治体のひとり親支援の担当者は、必ずしも法律の専門的な知見や経験をもたないだけでなく、専門機関の活動そのものを知悉していないために、養育費の問題を抱える当事者に対しても、積極的に家庭裁判所や法律家を紹介したり、つなぐことすらもほとんど実施してこなかった。しかしながら、今回のモデル事業の柱として、これまでお互いの存在、担当者、仕事内容や機関の活動実態などもほとんど知らず、交流も十分でなかったところを反省するとともに、養育費

の問題をきっかけに関係機関のネットワークの形成や意見交換会を通じた担当部署・担当者の一覧表の作成など、積極的な交流や意見交換会が行われたことは、今回のモデル事業の最大の成果として高く評価することができる。

特に、小規模自治体からは、意見交換会の実施による人的ネットワークが構築されれば、モデル事業終了後も、継続してネットワークを活用することができるため、予算がない場合でも、自治体の取組みとして、当事者の支援につなげていくことができるとの指摘もあった。モデル事業の終了後の継続的支援や継続的アドバイスの体制も維持してほしいとの強い要望もあった。

最後に、各モデル自治体からのモデル事業の実施状況から以下のような示唆も得られた。たとえば、伊賀市では、本モデル事業の実施前から、すでに相談員が公正証書の作成の支援や裁判手続の申立て支援を行うなど、積極的継続的なサポート体制が採られてきたが、これに加えて本モデル事業の実施により、法律家へのアクセスが容易になり、法的支援体制の強化につながった。また、意見交換会により、関係機関との人的つながりができたことで、市の職員や相談員にとっても裁判所へのハードルが低くなり、家庭裁判所への付添い支援を行いやすくなったとの声があった。さらには、モデル事業の取組事例として、養育費はもらえないと諦めていたが、法的助言により、自信をもって支払を求めることができたといったケースや、法的支援が養育費の問題の解決に結びついたケースが紹介され、かなりの成果があがっていた。あらためて、自治体内での連携、広報周知の徹底、外部の専門家・関係機関の連携、相談支援体制の構築が重要であることが明らかになった。

また、人吉市では、本事業の施策の利用件数が少ない理由としては、人吉市は小規模な自治体であり、その地域性から、離婚問題で市役所に相談をしている姿を知人・親族等にみられることを懸念して、市役所に足を運ぶこと自体に

抵抗を感じている人が一定数いるのではないかと、人吉市からの積極的な支援（いわゆるプッシュ型支援）が不十分だったのではないかなどといった意見が出された。そのため、その改善策として、たとえば、児童扶養手当受給者が現況届を市役所に提出にきた際に積極的に市役所職員が当該提出者に働きかけをする、ケースワーカーを通じて、ひとり親世帯の生活保護受給者に対して働きかけをするなどといった提案がなされた。そこで、小規模自治体では、フットワーク、ネットワークの形成が比較的容易であり、自治体のひとり親支援担当者が丁寧に相談にのるとともに、背中を押すようなプッシュ型支援、当事者に寄り添う伴走型支援を心がける必要があるだろう。また、狭い地域や都会から離れた地域では、どうしてもプライバシーが漏れやすく、当事者も知られてしまうことへの抵抗感・不安感を感じてしまうことも支援を求めない理由かもしれない。そこで、このようなプライバシーや個人情報の保護、狭い地域での心理的負担を軽減する方策も併せて検討しなければならない。

### 3 今後の課題

以上のように、本調査研究では、限られた時間であったが、身近な基礎自治体を起点とした養育費の合意形成支援や養育費回収支援に向けた法的支援・紛争解決支援の取組みの有効性とその作動条件について検討分析をしてきた。すでに述べたように、その結果、養育費の不払い問題が深刻化するとともに、その解消や解決に向けた自治体での支援の取組み、特に支援ニーズを抱える当事者と専門家や専門機関をつなぐ役割をどのように果たすべきかで、一定の成果と今後の課題が浮かび上がってきた。

まず、第1に、指摘しなければならないことは、ひとり親を中心とする生活状況・経済状況の把握と支援ニーズ、支援につながらない背景や要因を明らかにするためのアンケート調査、ヒヤリング、実情把握の必要性である。各モデル自治体では、限られた時間や体制のなかで、児童扶養手当受給対象者へのア

ンケート調査を実施し、養育費不払いの現状やそこでの複雑な背景・要因がかなりの程度明らかになった。そこで、当該自治体はもちろんのこと、内閣府、法務省、厚生労働省など国の関係機関、都道府県などの広域自治体も、基礎自治体の支援体制を強化すべく、特にそれぞれのレベルでの養育費をめぐる実情と当事者の支援ニーズに応じた段階的な支援、柔軟でより実効性の高い支援策を講じていくことが求められるといわなければならない。

第2に、今回のモデル事業では、比較的小規模の自治体では組織内部での関係機関の連携がスムーズかつ日常的に行われていることが明らかになったが、中規模自治体、大規模自治体での組織内での部署連携の在り方、担当者の情報共有、意見交換の在り方については依然として大きな課題が残されている。特に、児童扶養手当の現況届や生活保護等の福祉的な行政の関与と離婚届などの戸籍住民票事務処理などの市民サービスとの連携での個人情報保護やプライバシー保護の在り方、福祉的な支援と法的支援における行政の働きかけや関与の在り方については、引き続き十分な専門的な議論と検討が必要である。

第3に、本モデル事業では、各自治体の担当者から、これまでに関わりが少なかった弁護士、司法書士、家庭裁判所、公証人などの関係機関との顔合わせや意見交換、情報交換の場が与えられて、養育費の問題だけでなく、関係機関との間に存在したさまざまなハードルが低くなり、きわめて有用であったとの声が多く寄せられていた。しかしながら、他方で、このような関係機関のネットワークや緊密な連携・協力の枠組みを持続させるためには、人的な関係だけでなく予算や財政的な裏付けを伴う連携やネットワークの制度化が不可欠である。特に、今回は、法務省の受託調査研究事業の一環として本事業が実施された関係から、法務省から家庭裁判所や弁護士会、司法書士会などの関係機関との連携が図られたが、連携には要となるコーディネイターやコンシェルジュの役割が重要であり、自治体が起点となって関係機関との声かけや集まりを持

ち続けるためにも、制度化、予算化が強く望まれるところである。

第4に、養育費を請求しようにも離婚後の相手方に資産収入がないケース、取決めがないことによって対応が困難となるケース、DV・暴力、報復などを恐れて話し合いや交渉も検討せず諦めているケースなど、多種多様なケースが存在しており、これらの多様なケースごとにふさわしい専門家の紹介や事案のスクリーニングを誰がどのように行うべきか、また、既存の自治体での法律相談を含む既存の取組みや制度と、今回のモデル事業での新たな取組みとの棲み分け・整理が必要である等の指摘がなされている。今後、コーディネーターに誰になるか、既存の制度の拡充と新たな制度の導入との関係を明らかにすることも、重要な課題といえる。

第5に、今回のモデル事業の実施により、法律家による支援と自治体での支援との相互連携が可能となり、市の相談窓口に来た市民にとっては、法的支援を検討または享受するための選択肢が広がったといえると評価する声もきわめて大きかった。しかしながら、他方で、支援を積極的に求める主体的で前向きな当事者もいるが、貧困や孤立などで精神的にも社会的にも追い込まれたり、相談や保護すら求めることができない当事者も一定程度いることがあらためて明らかになった。このような当事者に相談や支援を受けるように気持ちを切り替えさせたり、意識を変えてもらい、養育費や自分たちのことを前向きに考えてもらうような働きかけを誰がどのようなすべきか、特に自治体の担当者の個人の犠牲や負担で働きかけをすることには自ずと限界がある。親ガイダンスや親教育プログラム、個別の相談支援体制の充実のためには、小規模自治体の努力・体力に限りがあり、この点での公的助成や支援の制度化の検討も必要不可欠であると思われる。

第6に、モデル事業における養育費支援についても、すべての自治体が積極

的な広報活動を展開するとともに、さまざまな機会を通じて周知徹底を図っていた。たとえば、宝塚市は、市の広報紙や市のホームページに掲載するとともに、新聞記事、近畿地区のテレビ放送で紹介してもらい、児童扶養手当の申請者に通知書を送る際に、モデル事業のチラシを併せて送付するなどした。宇部市でも、広報誌での紹介、新聞報道、児童扶養手当受給者への案内の送付、市のホームページや子育てメールの配信などに努めた。伊賀市では、市長の定例会見で触れ、動画配信をするとともに、窓口に来た市民には、本モデル事業を進んで紹介し、ここから相談につながるなどの成果をあげている。制度をいくら準備し整えても、それを利用者が知らなかったり、利用につなげられないときは、絵にかいた餅になりかねない。地道な広報や周知のための努力や働きかけが重要である。

## 參考資料



自治体名	兵庫県宝塚市	山口県宇都市	千葉県東金市	三重県伊賀市	熊本県人吉市
地域	近畿	中国	関東	中部	九州
規模	数十万人	10万人	数万人	数万人	数万人
人口	(8月1日現在) 225,307	(8月1日現在) 162,269	(8月1日現在) 57,631	(7月末現在) 88,948	(7月末現在) 31,234
施策ア 自治体内の戸籍・ひとり親支援等の関係部署間連携。法的支援に関するブッシュ型支援	○ (既存の連携体制も活用)	○ (既存の連携体制も活用)	○ (既存の連携体制も活用)	○ (既存の連携体制も活用)	○ (既存の連携体制も活用)
施策イ 自治体窓口からオンライン等で弁護士との法律相談等を受けられる支援 (利用料は低廉)	・ 弁護士によるオンライン法律相談	・ 弁護士によるオンラインを含めた法律相談	・ 弁護士によるオンライン・電話法律相談	・ 弁護士によるオンライン・電話法律相談	・ 弁護士によるオンライン法律相談
施策ウ 裁判手続きのための申立書作成など、司法書士等の専門家を活用した支援	・ 相談先の司法書士の登録リストあり	・ 司法書士による強制執行申立書作成、文書作成料の補助	×	×	・ 司法書士による調停申立書、強制執行申立書などの文書作成料の補助
施策エ 裁判手続きの手数料補助や裁判所への付添い等の支援、利用可能な手続の積極的な周知	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停申立てに係る各種手数料等の補助 ・ 家庭裁判所への付添い支援に係る費用の補助 ・ 神戸家裁によるオンラインでの調停手続等の案内	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助 ・ 家庭裁判所への付添い支援に係る費用の補助 ・ 家庭裁判所への付添い支援	・ 家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助 ・ 千葉県家裁によるオンラインでの調停手続等の案内	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停・審判申立てに係る各種手数料等の補助 ・ 家庭裁判所への付添い支援	・ 養育費に係る公正証書作成費の補助 ・ 家庭裁判所の調停申立てに係る各種手数料等の補助 ・ 家庭裁判所への付添い支援
民間ADRの利用広報や手数料補助、オンラインでの民間調停サービス提供	×	×	×	×	×
施策カ 離婚当事者間の連絡・仲介等、自治体が主体となつて実施可能な紛争解決の支援	連携意見交換会	連携意見交換会	連携意見交換会	連携意見交換会	連携意見交換会
その他	—	—	・ 児童扶養手当受給者を対象に、養育費に関するアンケートを実施 (11月)	—	・ 児童扶養手当受給者を対象に、養育費に関するアンケートを実施 (12月)
備考	12月1日から開始	11月1日から開始	12月1日 (イは12月16日) から開始	12月6日から開始	12月15日から開始

## 養育費支援の振り分け表

目的：養育費の債務名義を作る，それで不払いがあれば強制執行する。

相談内容は，養育費のみか？

→いいえ（離婚，親権，面会交流についても相談したい）

⇒弁護士相談，法テラスの紹介

→はい ↓

DV・虐待はあるか？

→はい（DV・虐待あり）

⇒弁護士相談，婦人相談所，児童相談所へ案内

→いいえ ↓

調停・審判・公正証書で取決めはあるか？

→はい（強制執行へ）

⇒司法書士による強制執行申立書作成，弁護士相談

→いいえ ↓

金額等の相談したいか？

→はい ⇒ 弁護士相談

→いいえ ↓（ネット等で調べて知っている等）

相手と合意できそうか？

→もめずに合意できそう ⇒公正証書手数料補助

（司法書士の原案文書作成）

→誰かに間に入ってもらえば合意できそう

→土日夜間オンライン希望 ⇒ 民間ADR

→調停を使う ⇒ 弁護士相談，  
家庭裁判所の手続案内（付き添い支援），  
司法書士による調停申立書作成

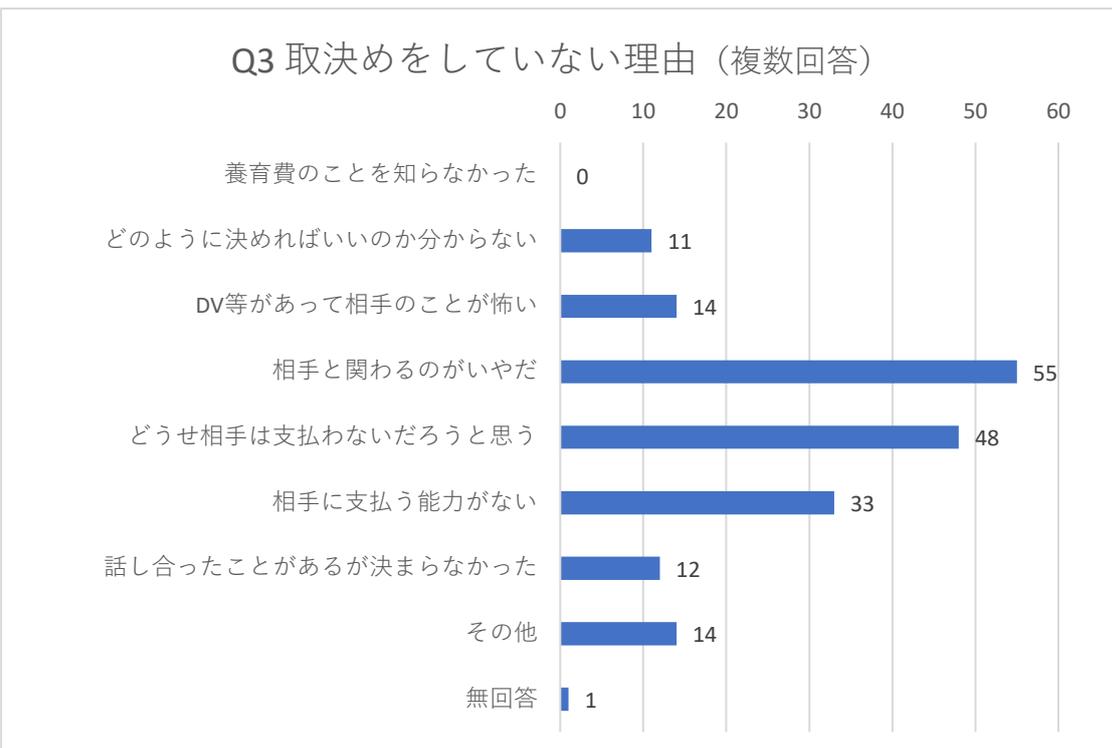
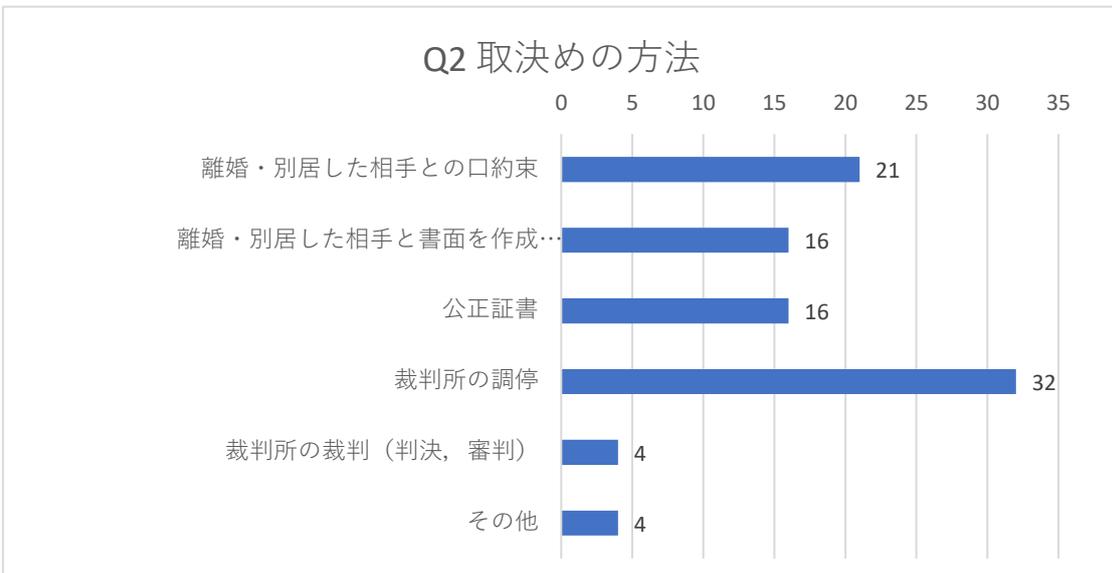
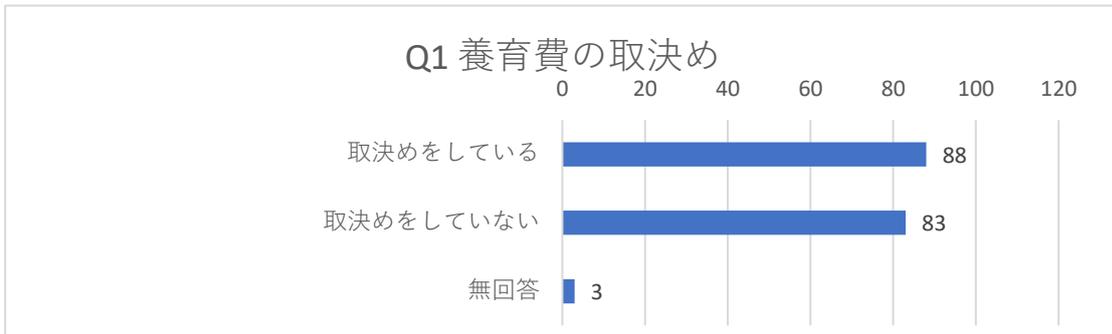
→合意はかなり難しそう

→自分で調停する ⇒ 家庭裁判所の手続案内（付き添い支援），  
司法書士による調停申立書作成

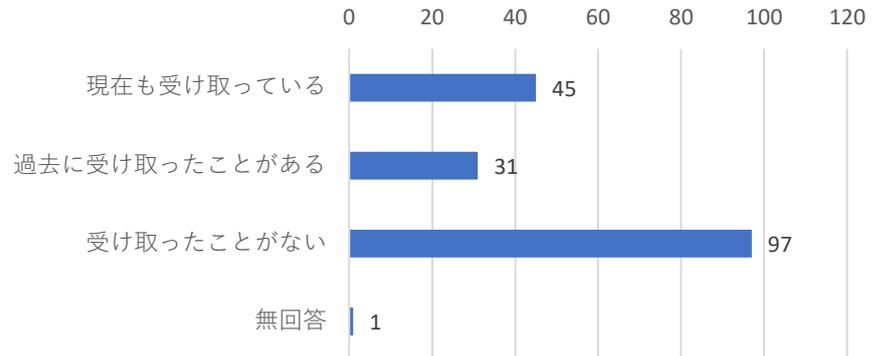
→自分でやるのは無理， ⇒ 弁護士相談，法テラスの紹介  
嫌だ

## 養育費に関するアンケート（東金市）

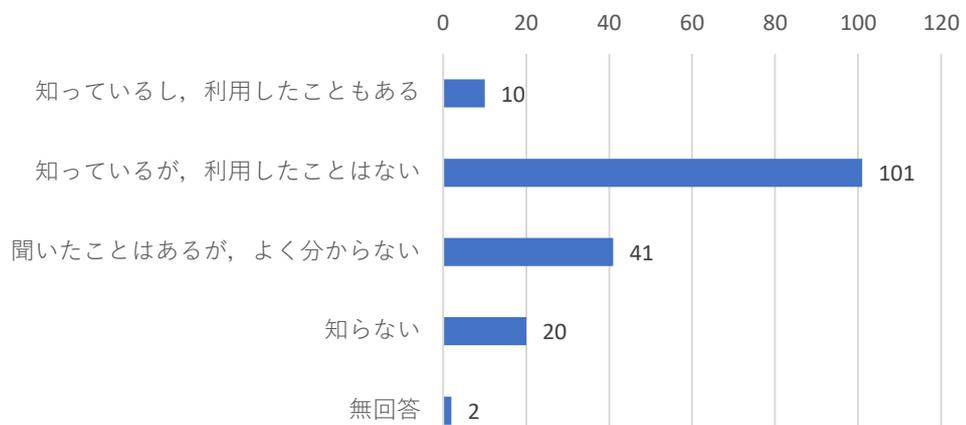
- ・調査方法：アンケート用紙の回収
- ・調査(返送)期間：2021年11月1日(月)～11月29日(月)
- ・調査対象・人数：児童扶養手当受給者538名に送付、176名より回答（うち、有効回答数174）（回答率 32.3%）



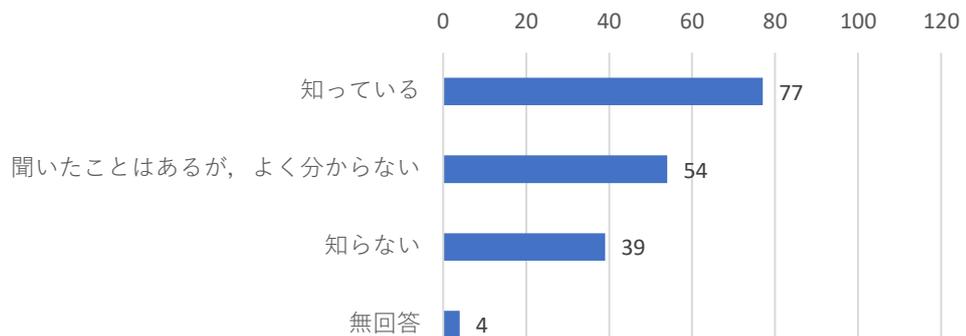
### Q4 支払いを受けているか



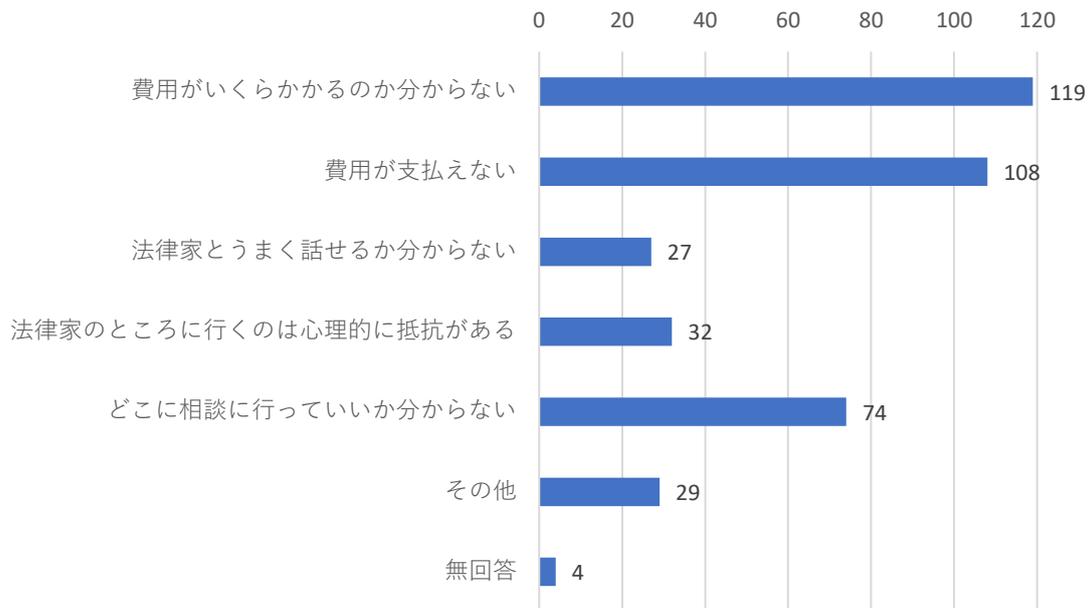
### Q5 強制執行について



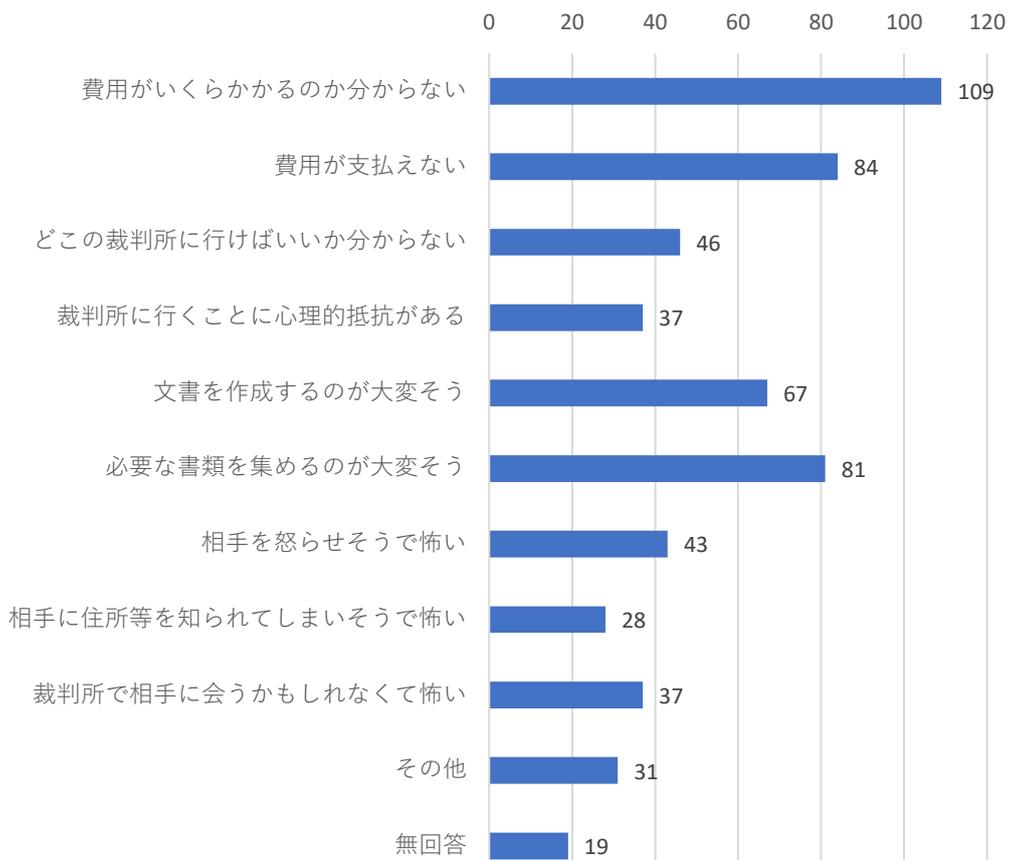
### Q6 公正証書について



### Q7 法律家への相談について（複数回答）



### Q8 裁判所の利用について（複数回答）



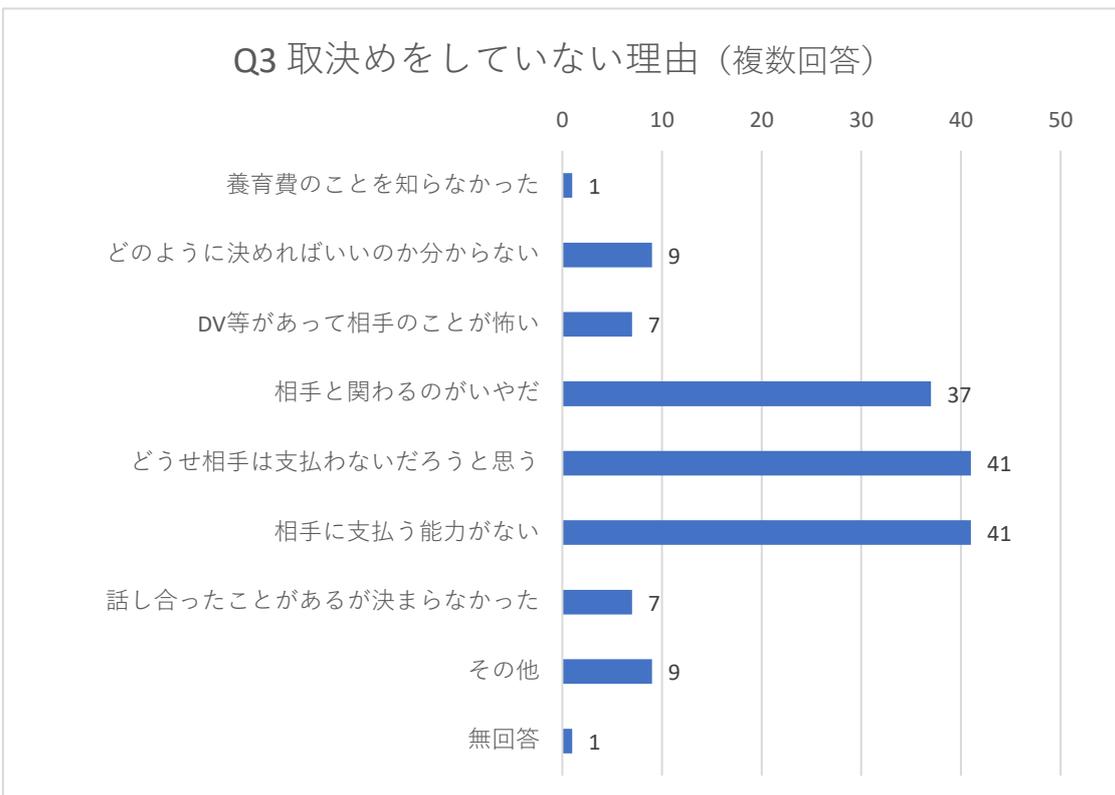
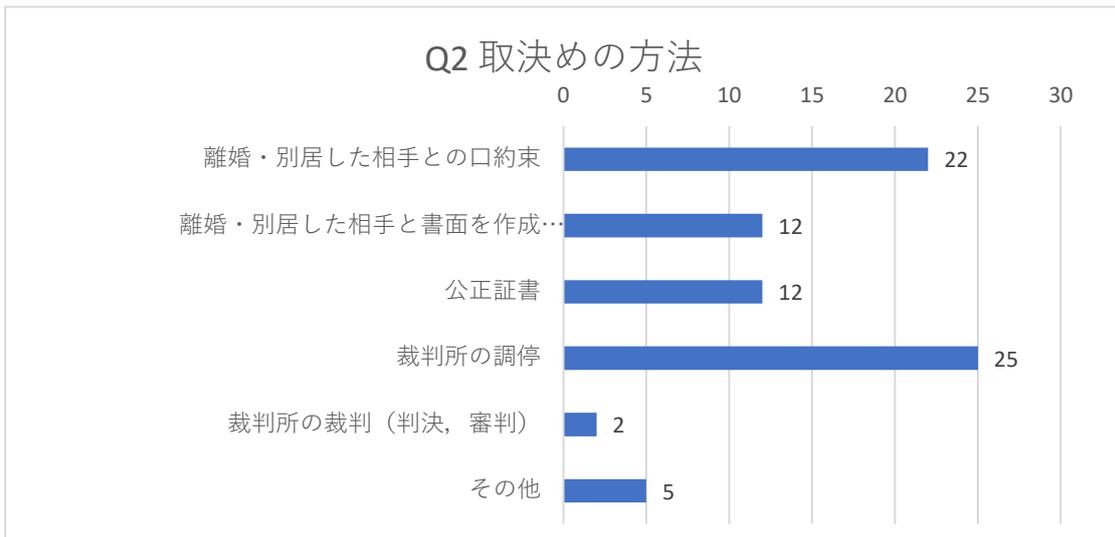
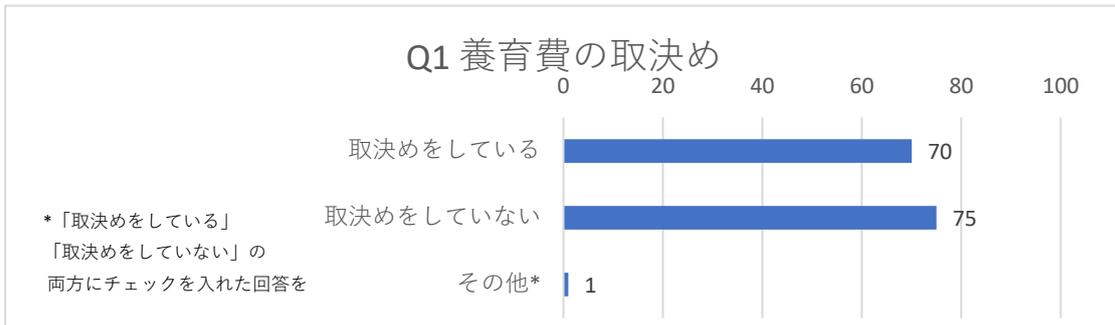
## (クロス集計)

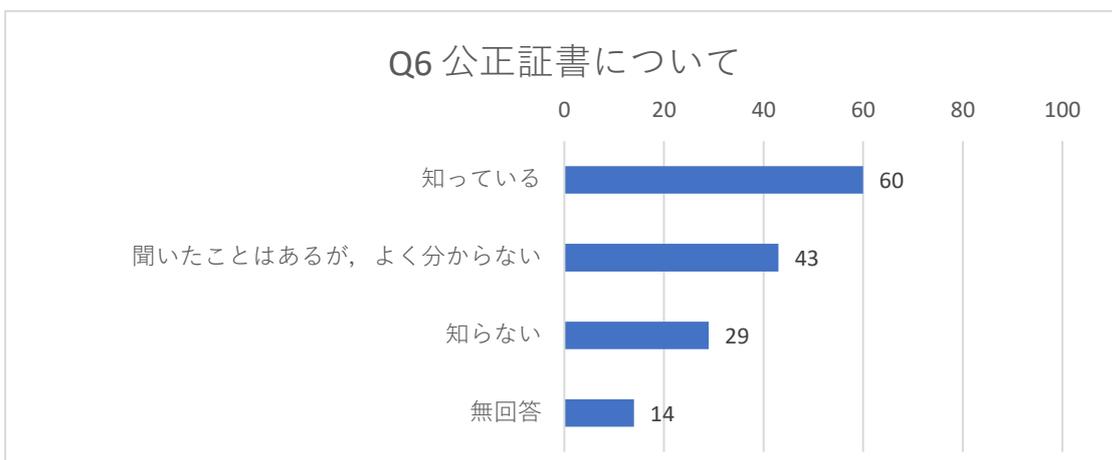
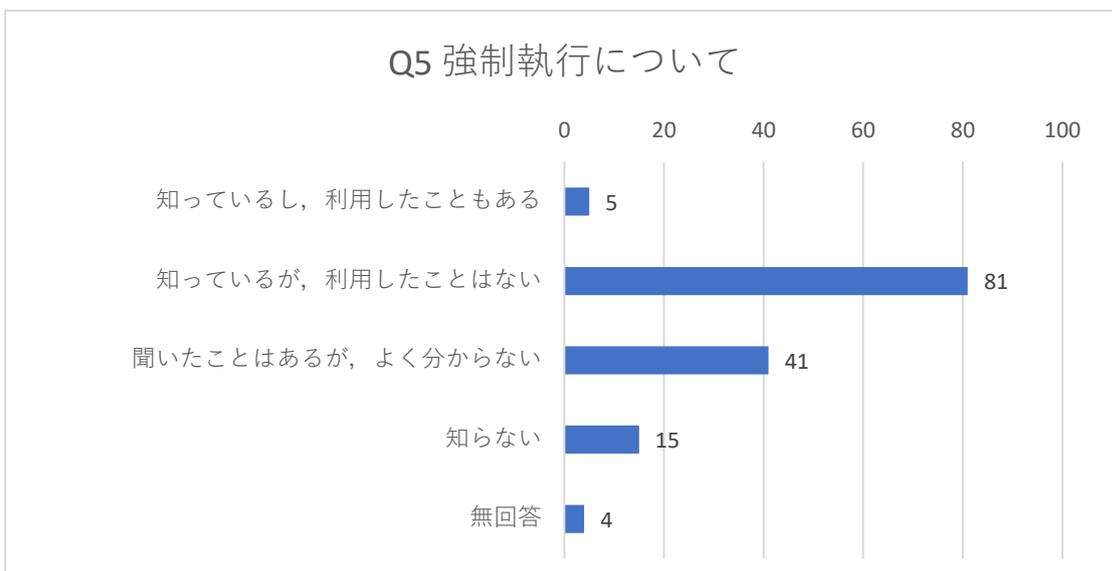
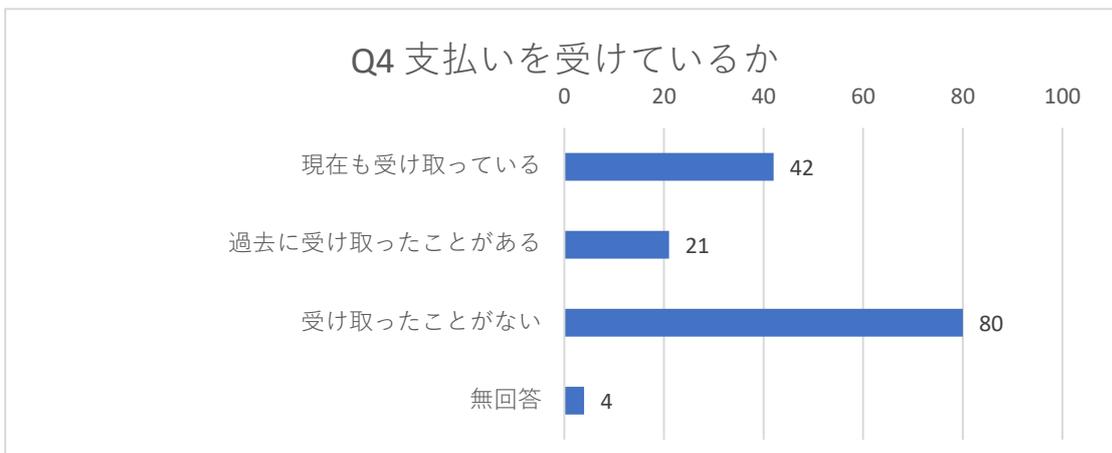
		Q1 養育費の取決め			計
		取決めをしている	取決めをしていない	無回答	
		88	83	3	174
Q7 法律家への相談について	費用がいくらかかるのかわからない	66	53	0	119
	費用が支払えない	54	52	2	108
	法律家とうまく話せるかわからない	14	13	0	27
	法律家のところに行くのは心理的に抵抗がある	12	20	0	32
	どこに相談に行ってもいいかわからない	41	33	0	74
	その他	19	9	1	29
	無回答	2	2	0	4

		Q1 養育費の取決め			計
		取決めをしている	取決めをしていない	無回答	
		88	83	3	174
Q8 裁判所の利用について	費用がいくらかかるのかわからない	56	53	0	109
	費用が支払えない	35	48	1	84
	どこの裁判所に行けばいいかわからない	27	19	0	46
	裁判所に行くことに心理的抵抗がある	13	24	0	37
	文書を作成するのが大変そう	38	29	0	67
	必要な書類を集めるのが大変そう	42	39	0	81
	相手を怒らせそうで怖い	25	18	0	43
	相手に住所等を知られてしまいそうで怖い	12	15	1	28
	裁判所で相手に会うかもしれないと怖い	20	16	1	37
	その他	18	13	0	31
	無回答	7	11	1	19

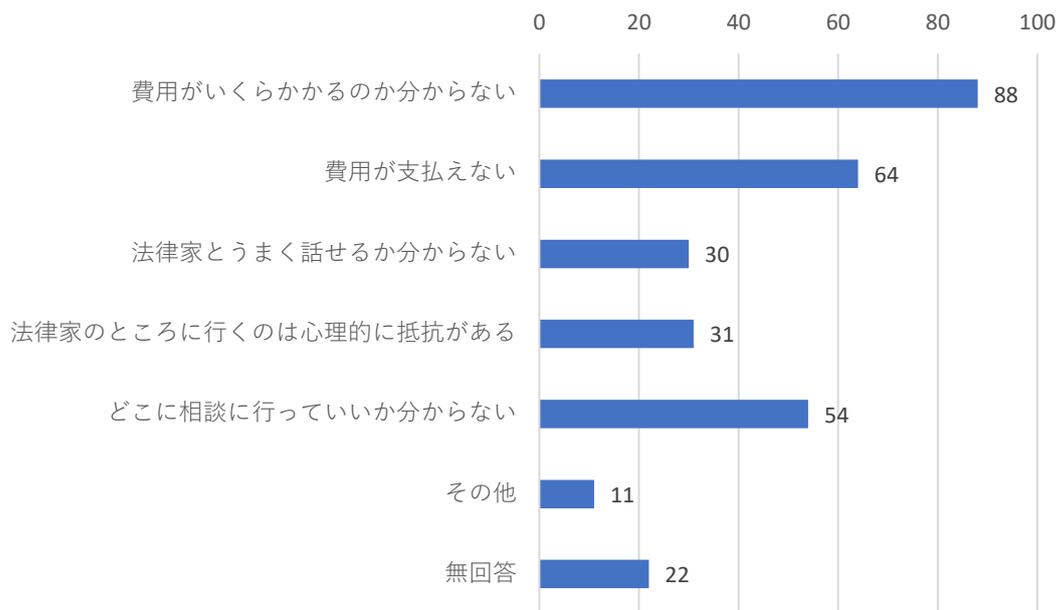
## 養育費に関するアンケート（人吉市）

- ・調査方法：アンケート用紙の回収
- ・調査（返送）期間：2021年12月17日（金）～2022年1月13日（木）
- ・調査対象・人数：児童扶養手当受給者463名に送付、146名より回答（回答率 31.5%）

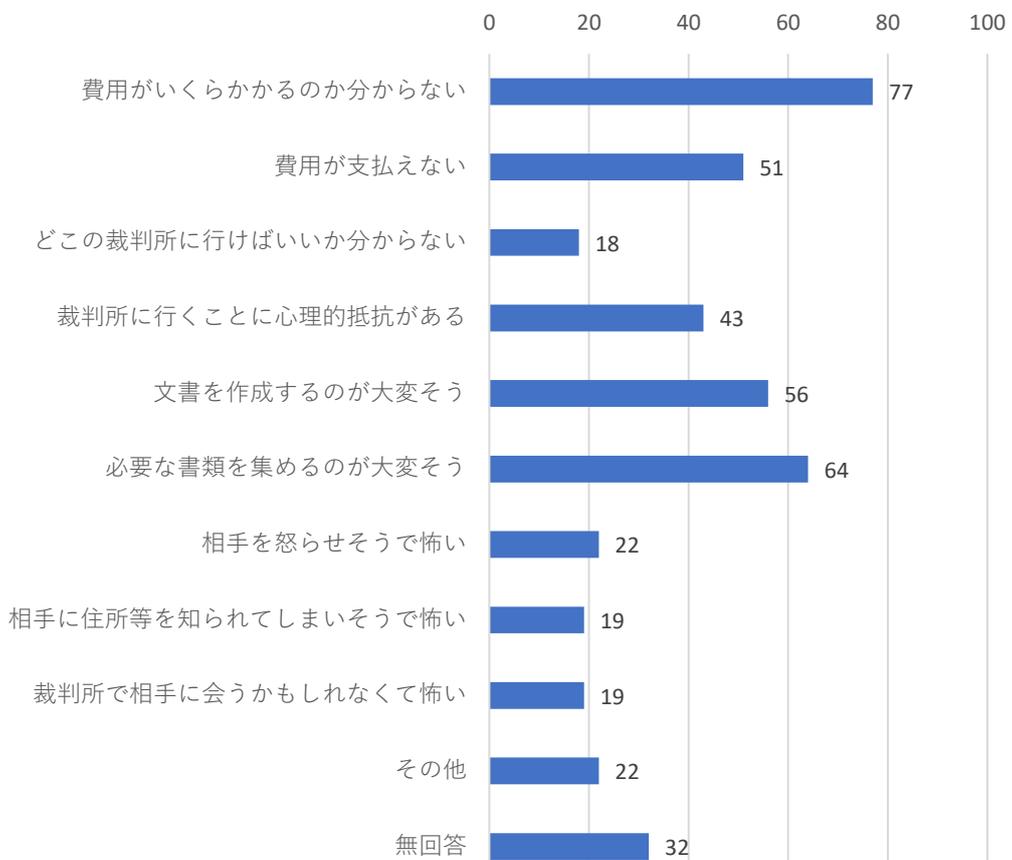




### Q7 法律家への相談について（複数回答）



### Q8 裁判所の利用について（複数回答）



## (クロス集計)

		Q1 養育費の取決め			計
		取決めをしている	取決めをしていない	その他*	
		70	75	1	146
Q7 法律家への相談について	費用がいくらかかるのか分からない	43	44	1	88
	費用が支払えない	31	32	1	64
	法律家とうまく話せるか分からない	14	16	0	30
	法律家のところに行くのは心理的に抵抗がある	11	20	0	31
	どこに相談に行っていかが分からない	22	32	0	54
	その他	6	5	0	11
	無回答	12	10	0	22

\*「取決めをしている」「取決めをしていない」の両方にチェックを入れた回答を「その他」としている。

		Q1 養育費の取決め			計
		取決めをしている	取決めをしていない	その他*	
		70	75	1	146
Q8 裁判所の利用について	費用がいくらかかるのか分からない	40	37	0	77
	費用が支払えない	24	27	0	51
	どこの裁判所に行けばいいか分からない	8	10	0	18
	裁判所に行くことに心理的抵抗がある	20	23	0	43
	文書を作成するのが大変そう	30	26	0	56
	必要な書類を集めるのが大変そう	33	31	0	64
	相手を怒らせそうで怖い	10	12	0	22
	相手に住所等を知られてしまいそうで怖い	3	16	0	19
	裁判所で相手に会うかもしれなくて怖い	7	12	0	19
	その他	12	10	0	22
	無回答	17	14	1	32

\*「取決めをしている」「取決めをしていない」の両方にチェックを入れた回答を「その他」としている。

## モデル事業・利用者アンケート

- ・ 調査方法：アンケート用紙による回収またはウェブ形式
- ・ 調査期間：2021年12月24日(金)～2022年3月3日(木)
- ・ 調査対象：各自治体で本モデル事業の施策を利用された方

\* 本アンケートでは、対象者の方に、本モデル事業の施策を利用された感想等をうかがった。ここにあげているのは一部抜粋である。

- 弁護士相談後に、市の担当者と相談しながら相手方に働きかけをして、滞納分の養育費が支払われた。
- モデル事業の法律相談は、市の窓口で、弁護士とのスケジュール調整等を全てしてくれたので、不安なく楽だった。
- 自治体での法律相談は敷居がそれほど高くなく、弁護士がより身近な存在になった。
- 弁護士の知り合いがない場合には、無料法律相談はありがたい。全国に拡大していくといいと思う。
- オンライン法律相談により、これまで相談できなかったエリアの弁護士に相談できるようになった。
- 手続中に支払があり、強制執行の申立てには至らなかったが、執行の申立方法などを教えてもらい、とてもためになった。
- 弁護士や家庭裁判所を身近に感じられるようになり、離婚後の法的問題についてアドバイスを得られてよかった。
- 弁護士への委任や調停の申立てを決心するまでには一定の期間が必要であるから、十分な期間の継続的な支援が重要。
- もっと大々的にPRをしたほうがいい。
- 予約制の夜間窓口があれば便利だと思う。
- 私は運よく支援を実施している市に住んでいたが、困っている方は他にもいるので、少しでも広がればいい。
- 公正証書の作成費用の補助もあり、利用できて大変助かった。
- どこへ相談したらよいかわからなかったので無料で法律相談ができてよかった。予約が必要で不便だったので、もっと、相談しやすい場を作ってほしい。
- どこに相談すればよいか、誰に相談すればよいか悩んでいたが、無料で弁護士に相談できるのは心強かった。
- 離婚のことは相談しづらく一人で悩んでいたが、弁護士に相談して法的な助言を聞くことができて安心した。

## 全体座談会・議事録

日時：2022年2月21日（月）9:30～11:25

場所：（オンラインにて開催）

参加者：宝塚市子ども未来部子ども家庭室（2名）

宇部市こども・若者応援部子育て支援課（3名）

東金市市民福祉部子育て支援課（3名）

伊賀市健康福祉部こども未来課（3名）

人吉市市民部（1名）、健康福祉部福祉課（3名）

法務省民事局（5名）

アドバイザー（以下、敬称略） 早稲田大学法学学術院教授 棚村政行

弁護士・インテグラル法律事務所 兼川真紀

事務局（公益社団法人商事法務研究会）

議事次第：1 参加者ご挨拶

2 モデル事業の各施策について意見交換

（1）ADR（オンライン）の利用に係る費用補助

（2）家庭裁判所への付添い支援

（3）自治体内の戸籍・ひとり親支援等の関係部署間連携 《法的支援に関するプッシュ型支援》

（4）裁判手続きの手数料補助（養育費に係る公正証書作成費の補助、家庭裁判所の調停等申立てに係る各種手数料等の補助）、家庭裁判所によるオンラインでの調停手続等の案内

（5）裁判手続きのための申立書作成など、司法書士を活用した支援

（6）弁護士によるオンライン等の法律相談

（7）その他・全般

3 次年度に向けた課題について

4 閉会

\*参加者からの主な発言は、以下のとおりである。

### 【裁判所への付添い支援、自治体内の関係部署間連携等】

- 事務局：(1) ADR の利用に係る費用補助、(2) 家庭裁判所への付添い支援、(3) 自治体内の戸籍・ひとり親支援等の関係部署間連携について、実施状況を教えてほしい。
- 宝塚市：(1)、(2)の実績はない。宝塚市では付添い支援費用を助成する形での支援を予定していた。(3)は、窓口サービス課に離婚届を取りにきた方に、本モデル事業のチラシを

配布している。

- 宇部市：宇部市では、市制施行 100 周年の記念日である 11 月 1 日からモデル事業を開始した。(1)、(2)の実績はない。(3)は、11 月 1 日から離婚届を最新の様式に変えて、市民課や戸籍の届出を出す各市民センターに本モデル事業のチラシを離婚届に挟んで置いた。
- 東金市：(1)、(2)の実績はない。(3)は、従前から、市民課に離婚届を取りにきた方に必要があることが分かれば、養育費の支援関係のチラシを渡す取組を行っている。
- 伊賀市：(1)は 0 件、(2)は 1 件実施した。新庁舎に移転してから、家庭裁判所からの距離が遠くなったこともあり、家庭裁判所への付添い支援を行えなかったが、モデル事業をきっかけに再開した。モデル事業のことを家庭裁判所に伝えると、こちらに寄り添っていただく形での対応をとっていただき、スムーズに家庭裁判所での手続を行うことができた。
- 人吉市：(1)、(2)の実績はない。

#### 【自治体の規模における部署間連携】

- 東金市：東金市は人口 6 万人に満たない自治体であるが、その規模から結果として、戸籍を所管している部署と子育て支援課の部署が、同じフロアでロビーを挟んで位置している。ワンストップとは言い過ぎかもしれないが、歩いて 1 分以内でいける距離にあり、一つのエリアで対応できる形になっている。  
人口規模によっても連携方法が異なると思うので、他の自治体の状況を伺いたい。
- 宝塚市：人口約 23 万人であるが、子育て支援課と戸籍を所管している窓口サービス課はフロアが違い、連携が難しいところがある。もっとも、窓口サービス課に問い合わせにこられた方を子育て支援課につなげるといった窓口連携は実施している。今回は、離婚届を取りにきた方を対象に、モデル事業に関するチラシを約 200 枚程度配布したと聞いている。
- 宇部市：ひとり親担当の子ども支援課の隣が市民課になっているが、令和 4 年 5 月 2 日から新庁舎に移る。新庁舎では、ひとり親に関する手続を専門の窓口で受け付ける予定である。現在は、モデル事業のチラシを市民課や市民センターに置き、離婚届に挟むなどして配布している。
- 伊賀市：離婚届を受け付ける窓口と、こども未来課の窓口のフロアが異なるので、ワンストップとは言いにくいが大きな町ではないので、連携はできているほうではないかと思う。戸籍住民課の窓口で養育費に関する相談があれば、必ずこども未来課につなげてもらうようにしているが、スムーズに手続が完了してしまう場合には、なかなか拾い切れていないところがあるのではないかと思う。
- 人吉市：市民課でモデル事業を紹介するチラシを作って、離婚届を受け取りにきた方で、子どものいる方にチラシを説明するなどの周知をした。1 月に 10 件前後は配布したと

思うが、離婚届の提出件数は、12月が3件、1月が5件である。

市民課で養育費に関する質問があれば、同じフロアにある福祉課児童福祉係に案内してもらい、連携を取るような体制を取っている。

- 棚村：担当者レベルで部署間の打合せや会議はあったのか。組織内の部署間連携をやるうとしたときに、会議や打合せの機会を持つこと自体が大変だという声も聞いたことがある。
- 宝塚市：本モデル事業を通して、部署間で会議を設けたことはないが、本事業を受けるにあたって窓口サービス課と協議をして、お互いのできることをして、チラシを作成し、効果的なPRを実施することが決まった。
- 宇部市：モデル事業開始前に市民課と相談した。来年度の新庁舎移転に伴い組織再編が予定されており、子どもの貧困対策の一つとして、養育費の確保が挙げられている。来年度からは、子どもの貧困対策を担当する部署が一つの組織となり、養育費確保の取組が進められ、戸籍担当部署との会議も予定されている。
- 東金市：本モデル事業開始前の最初のウェブ会議では、子育て支援課および市民課が対応しており、途中から子育て支援課のみで応じるようになった。従前から部署間連携はできていたため、本モデル事業に際し、改めて会議を実施するのではなく、通常のコミュニケーションのなかで、市民課長あるいは担当部署と連携し、本モデル事業への協力を仰いでいた。

東金市でも、チラシを作成し配布しているほか、従前から、お子さんの転出入、いわゆる住民票の異動の関係や、婚姻や離婚の関係が生じた場合に、児童手当あるいは児童扶養手当等の手続があるので、市民課ではそのような事案があった場合、子育て支援課までつなぐといった体系ができあがっている。
- 伊賀市：本モデル事業について戸籍住民課の課長や担当者には伝えていたが、養育費不払い解消の観点での会議や打合せを実施したことはなかった。従前からの連携を超えて何かできたかということであれば、少し課題が残る結果だったように思う。
- 人吉市：本事業の打合せには、毎回、福祉課と市民課で必ず一緒に参加しており、情報共有はできていたように思う。改めての会議の開催はなかったが、コミュニケーションのなかでの情報の連携はできていた。また、離婚届の提出にきた方への児童手当、児童扶養手当などの諸手続の案内は、ラインとして構築されており、市民課に養育費に関する相談がきたら、福祉課に当然つながる仕組みになっている。
- 棚村：規模が大きくなるほど、組織内連携も難しくなり、新しいことに協力することが、行政の側にとって大きな負担になる場合がある。規模が小さいところは、日常的な協力関係が密にあるので、その点は非常にいいと思う。

モデル事業の充実化を図るにあたっては、組織の規模、地域の特性、人的、物的体制に見合った支援を心がけないと長続きせず、停滞してしまうことが起きるので、持続可

能な支援のあり方を考えるにあたっては、今回の結果も非常に参考になる。

#### 【弁護士によるオンライン等の法律相談】

- 事務局：(6)弁護士によるオンライン等の法律相談について各自治体の実施状況を紹介してほしい。
- 宝塚市：兵庫県の弁護士会のご協力により、5人の女性弁護士に無料法律相談をお願いした。

弁護士の予定を事前に聞いていたため、市民が窓口に来たときに、その場で相談可能日を調整することができた。

相談件数6件のうち、離婚前の養育費の相談が5件、養育費の取り立ての相談が1件である。
- 宇部市：11月1日から先週末までの実績は26件で、内訳として、対面が13件、オンラインが13件である。司法書士相談は対面のみで6件であった。
- 東金市：東金市では2件法律相談を行った。オンラインのほか、電話相談も準備して選べる形にした。問い合わせのあった2件とも、電話相談を希望していたが、本モデル事業の趣旨を説明したところ、うち1件はオンライン相談となった。

従前、養育費の相談に対する直接的なニーズがみえにくかったが、関心のある人が全くいないわけではないということが明らかになった。
- 伊賀市：オンライン法律相談4件を実施、本日の午後からもう1件予定されている。

三重弁護士会のご協力により、市役所に相談にきた方から候補日や先生の希望（個人名ではなくエリア等）を聞いて、三重弁護士会事務局にマッチングをお願いした。

市の相談員が同席のもと、オンライン法律相談を実施した。利用者からはオンラインでも緊張するという声ばかりだったが、相談後の感想としては、オンラインで弁護士の顔もみることができ、直接やりとりができてよかったといった声があった。
- 人吉市：2週間前に養育費の相談があり、オンライン相談の準備をしていたが、本人の体調不良により実現していない。（全体座談会実施時点では）0件である。

本モデル事業とは別に、月2回、地元の弁護士のご協力で無料法律相談を開催しているが、養育費に関する相談はなかった。
- 棚村：オンライン相談について、通信障害や機器の問題により支障が生じたことがあったか、自治体で行っている対面型相談や電話相談との併用でどのような効果があったか、教えてほしい。
- 宝塚市：本モデル事業とは別に、2か月に1回の無料法律相談（対面式）、急ぎの相談の場合には電話相談も行っている。オンライン法律相談にあたって、特に通信障害等のトラブルはなかった。

利用者からは、対面とほとんど変わらないような形でオンライン相談ができて、非常

にやりやすかったといった意見が多数であった。

次年度、市で実施している電話相談をオンライン相談に切り替えることを検討している。今回のモデル事業での取組が参考となったため、この形を継続していきたい。

- 宇部市：オンライン相談の最大のメリットは、コロナ禍の状況下で、対面での相談が難しくてもサービスを継続することができる点だと思う。

オンライン画面での書類の共有が課題になっていたが、書画カメラの導入により解決できると思う。

通信障害の問題があったので、市のデジタル担当と協議の上、LTE 回線を使うようにした。マイクやカメラ等、さまざまな課題はあるものの、それらを解決すれば、対面とほとんど変わらないと思う。

オンライン法律相談は場所にとらわれずに開催できるので、続けていきたい。

市の相談員の同席については、利用者から希望があれば同席するようにしていた。

- 東金市：オンライン法律相談は、個別の会議室で実施した。

多少音声途切れたりする部分があったとの指摘があったが、通信障害は特になかった。

2件とも、市の窓口相談ではなく、ホームページをみて新規で申込みをされた方であったため、支援員の同席はしなかった。

- 伊賀市：通信障害は特になかったと認識している。

オンライン相談での書類の共有について、資機材を利用できなかったのも一つの課題にはなるが、弁護士に書類を事前送付する形も考えられる。ノウハウの積み重ねにより今後対応できるのではないかと思う。

伊賀市の地域性として、弁護士が少ないため、オンライン相談により市外の弁護士ともつながりが持てることについては、とても大きな意義を感じている。

- 兼川：法律相談の利用者が調停の申立てや執行の申立ての進んだことがあったのか。受任があったのか教えてほしい。
- 宝塚市：相談後の支援につなげていく意識で取り組んでいるが、受任したケースはない。養育費の相談からの公正証書の作成や訴訟手続の利用等につなげていければと考えている。
- 宇部市：弁護士については相談 25 件のうち、強制執行申立てに進んだものが 2 件、司法書士については相談 5 件のうち、強制執行資料作成に進んだものが 4 件あった。  
弁護士相談から受任契約に至った理由の一つとして、相手方の勤め先や居所が不明等の問題があり、申立て前に調査が必要であったこと、また執行不可だった場合を危惧され、それに対応できる弁護士へ、という本人の意思があったことが挙げられる。  
また、司法書士については成功報酬が発生しないため、費用の自己負担なく強制執行を行いたい場合、あるいは相手方の勤め先や居所が明らかな場合等の相談者は司法書

士による支援を利用した。

- 東金市：ウェブによる法律相談は離婚前の養育費に関する相談、電話による法律相談は養育費の支払が約束どおり履行されていないというものであった。相談者からの希望があれば受任できるような体制にしていたが、そのようなケースはなかった。
- 伊賀市：利用者の多くは、以前から市で相談を受けていたため、相談員が法律相談にも同席して、事後のフォローも行った。取決めどおりに養育費が支払われないケースについては、強制執行に向けたスケジュールについて助言を受けたものもあり、そのような場合は、相談員が、相談者の状況を継続して確認するなど、市民と相談員とのつながりを大事にしている。

これまでのところ弁護士受任は 0 件だが、受任につながるような相談もあり、今後そのようなケースも出てくるのだと思う。

- 兼川：市の相談員が相談内容をまとめてから、法律相談をしているケースが紹介されたが、伴走支援をすることになった理由があれば教えてほしい。
- 宝塚市：市の無料法律相談を行っているが、相談員が事前に関与せずに市民が直接弁護士に相談するとあっという間に 1 時間が経ってしまう。そのような経験も踏まえて、相談の際、事前に相談者から聞き取った相談事項をまとめる、母子父子自立支援員が同席するなどの対応をとった。限られた時間内での相談のため、事前に相談事項を聞いて要点をまとめてから弁護士につないだほうが、相談しやすいのではないかと考えている。
- 宇部市：司法書士、弁護士のどちらに相談したらよいか悩んでいる相談者も多く、ひとり親家庭等相談窓口で十分に話を聞いてから、事案内容や緊急度に応じてどちらに相談したらいいかアドバイスしている。
- 伊賀市：相談者から話を聞いて、概要を事前に担当弁護士に送付しておくことで、法律相談の議論がスムーズになった。

これまでの経験として、相談者から、弁護士にどのような相談をしたらいいかわからない、法律相談をしたが助言内容が難しかった、自分でどう決めていいかわからないといった声があがっていたため、法律相談に同席し、相談員による継続フォローを行った。相談員の研さんとして、相談対応の質の向上にもつながっていくのではないと思う。

- 宇部市：宇部市では法テラスの書式と同様の支援申込書を作成しており、弁護士、司法書士に相談内容の報告を求めることで、相談内容の把握を行っていた。

#### 【裁判手続きの手数料補助・家庭裁判所によるオンラインでの調停手続案内等】

- 事務局：(4)裁判手続きの手数料補助、家庭裁判所によるオンラインでの調停手続案内、(5)裁判手続きのための申立書作成など、司法書士を活用された支援について、実施状況を教えてほしい。

- 宝塚市：家庭裁判所のオンラインの調停手続案内は 1 件あった。問い合わせは多かったが実施までたどり着いたのが 1 件といった状況である。  
 養育費に係る公正証書作成費の補助が 2 件あった。来年度から市単独事業としても実施することを予定している。裁判手続きのための申立書の作成支援については、司法書士会の協力により市内の司法書士の名簿を作成するなどして、希望者に紹介する体制を作っていたが、利用がなかった。
- 宇部市：公正証書の作成に対する補助が 3 件あった。家庭裁判所のオンライン手続案内については、今年度対象になっていなかったが、ぜひこれから実施したい施策である。  
 司法書士による強制執行の申立作成支援は 4 件である。
- 東金市：(4)(5)の利用はなかった。
- 伊賀市：(4)(5)の利用はなかったが、日頃から、相談員が、裁判所への申立書の作成や公正証書の作成を支援していることもあり、本モデル事業のニーズがあるのか読み切れていない。
- 人吉市：(4)(5)を利用したケースはなかった。
- 宇部市：宝塚市では、家庭裁判所によるオンライン手続案内を実施しているという話だったが、オンラインの設備はどのようにされているのか。
- 宝塚市：事務局から機材を借りて、家庭裁判所とオンラインでつないで実施した。通信環境は特に問題なかったが、需要がなかったところである。ただ、母子父子自立支援員の説明では説明しきれないこともあるので、このサービスを継続していきたい。

#### 【その他】

- 事務局：その他全般について、参考となる事例があれば紹介してほしい。
- 宇部市：宇部市ではモデル事業の開始にあたり、市のひとり親家庭等相談窓口の体制も強化した。窓口相談を経て、弁護士相談につなげるか振り分けを行うが、11 月 1 日から先週末までの実績として、窓口相談 40 件、電話相談 37 件の合計 77 件の利用があった。
- 宝塚市：宝塚市でも本モデル事業はひとり親相談の延長線上に捉えているので、ひとり親相談後、法律相談や他の施策を利用できないか、振り分けを行っている。
- 事務局：今回のモデル事業の周知方法について教えてほしい。
- 宝塚市：市の広報誌 12 月号や市のホームページに案内を掲載した。また、新聞記事や近畿地区のテレビ放送でも紹介された。  
 児童扶養手当の申請者に通知書を送る際に、モデル事業のチラシをあわせて送付した。
- 宇部市：11 月の市広報での紹介のほか、意見交換会が新聞で報道された。児童扶養手

当受給者にも事業の案内を送付している。

市のホームページでの掲載、子育てメールでの配信を実施した。

- 東金市：今年度の市議会で、本モデル事業に関する質問があり、議会内で取り上げられた。

広報誌やホームページでの周知をしたが、今回の相談者はいずれもホームページをみての相談であったので、ホームページでの効果的な周知の方法を検討している状況である。

- 伊賀市：ホームページへの掲載や新聞記事での紹介のほか、市長の定例記者会見で本モデル事業の報告を行った。この様子は動画配信されている。

窓口に来た市民には、養育費という言葉が出れば必ず窓口で本モデル事業を紹介していたため、ここから相談につながることもあり、一番効果的であったように思う。

- 人吉市：児童扶養手当の受給者にアンケートを送付する際に本モデル事業のチラシを同封した。また、市民課の窓口で離婚届の提出にきた方への本モデル事業の案内のほか、福祉課の窓口で、目に入るような形でチラシを備え付けた。

#### 【予算関係】

- 宇部市：（他の自治体に対し）来年度の予算状況について、紹介できるものがあれば教えてほしい。宇部市では、厚生労働省の事業を活用することを検討しており、機器設備とともに養育費に関する支援としての予算の計上を予定している。
- 宝塚市：費用の助成制度として、公正証書の作成補助、調停手続の申立補助は市独自で進めていきたいと考えており、予算の計上を予定している。

市で行っている弁護士の無料法律相談も、電話相談からオンライン相談への切り替えを検討中である。

- 東金市・伊賀市・人吉市：現時点では予算の計上の予定はない。

#### 【今後の課題】

- 東金市：意見交換会により、弁護士会や家庭裁判所と関係を築けたので、このつながりを大事にしていきたいと考えている。

児童扶養手当の受給者アンケートでは、裁判所の利用について、費用がいくらかわからない、文書を作るのが大変そう、書類を集めるのが大変そうといった回答が多かったが、裁判所からの説明により、それほど大変な手続ではないとの印象を持った。まずはこのようなことを周知していくことに努めたい。

本モデル事業で築けたつながりを、何らかの形で維持していきたいと思う。年度初めにウェブ形式で顔合わせをするだけでも効果があるのではないかと考える。

- 人吉市：昨年12月に児童扶養手当を受給している方を対象に養育費に関するアンケート（送付件数463件、回答数146件）を実施した。これまで見えなかったこの問題に

ついて理解ができ、市にとって貴重なものになった。

養育費の問題で困っている方を掘り出すためにプッシュ型の支援が重要であることがわかった。今後は養育費に関する取組の周知を行い、相談につなげていきたいと考えているが、少ない人員のなかでどこまでこの問題に関わっていけるかが今後の課題である。

#### 【おわりに】

- 棚村：養育費の支援にあたって重要なことは、どのように当事者に寄り添うのか、どのように知見を有する専門家につなぐのか、どのように養育費の支払を確保するのかということだと思う。

制度があっても機能しない、よく知られていないといった問題もあるので、ひとり親にとって身近な自治体にも頑張ってもらえば、養育費や支援が届くのではないかと思う。

市民が一番頼りにしている自治体を中心になって、伴走型支援あるいはプッシュ型の支援を進めてほしい。

## 養育費に関する『公正証書』や『家庭裁判所での手続』を支援します

離婚などによりひとり親となった世帯のお子さんには、離れて暮らす親から養育費をもらう権利があります。

養育費の不払い問題の解消のため、東金市では、法務省と連携したモデル事業として、関係機関等と協力して、養育費に関するオンラインによる『法律相談』・『裁判所手続案内』を実施します。

養育費について何も決めていない方はもちろん、口約束や自分達で作った書面で取り決めていた方も、この機会に相談してみたいかがでしょうか。

いずれも**無料**です。お子さんのために、この機会を御利用ください。



養育費を公正証書や、家庭裁判所の手続で取り決めていれば、支払がなかったときに、給料や預貯金の差押えを行う強制執行の手続や、相手の財産をさがすための手続を利用できます。

### 【千葉県弁護士会によるオンライン法律相談】

- 対象：養育費がいくらもらえるのか相談したい方  
：調停等の手続を弁護士に委任することなどを考えている方、など
- 相談方法：次のいずれかの方法で、弁護士に直接相談できます（60分程度）。
  - ⑦東金市役所で『オンライン（ウェブ）』により相談
  - ④ご自宅などから『電話』で相談
- 相談期間：12月16日（木）から令和4年2月28日（月）まで（土・日曜日及び年末年始・祝日を除く）  
午前9時30分～11時30分、午後1時～4時で、相談弁護士が応じられる日時  
このほか、夜間相談として、令和4年1月26日（水）～28日（金）、令和4年2月24日（木）～25日（金）は午後8時まで、  
日曜相談として、令和4年1月23日（日）、令和4年2月20日（日）は午後1時～4時まで
- 申込：相談希望日（複数の希望日時）をご連絡ください。相談を希望される方と弁護士のオンライン相談日時を調整します（調整に3日程度を要しますのでご了承ください）。  
東金市役所子育て支援課 ☎0475-50-1215（平日：午前8時30～午後5時）

※公正証書や家裁の手続で養育費を決めたのに支払がない方も、オンライン法律相談で、強制執行について弁護士に相談できます。強制執行を利用することになった場合には、法務省事業の受託者から、手数料等の補助があります。（いずれも令和4年2月28日まで）

### 【千葉家庭裁判所によるオンライン裁判所手続案内】

- 対象：家庭裁判所の手続（調停、審判）を利用したい方、など
- 案内方法：東金市役所で『オンライン（ウェブ）』により家庭裁判所から案内が受けられます（30分程度）。
- 案内期間：12月1日（水）から令和4年2月28日（月）までの土・日曜日及び年末年始・祝日を除く午前9時30分～11時30分、午後1時～4時
- 申込：当日でも応じられる場合がありますが、事前にご連絡のうえ申込みして下さい。  
東金市役所子育て支援課 ☎0475-50-1215（平日：午前8時30～午後5時）

※調停の手数料や、相手に住所が伝わってしまうのではないかと、相手と顔を合わせたくないといった不安についての裁判所の運用等も、教えてもらうことができます。

※裁判所の手続を利用することとなった場合には、法務省事業の受託者から、手数料等の補助があります（令和4年2月28日まで）。

# 養育費に関する無料オンライン法律相談



⑤オンライン法律相談  
(市役所で相談員同席)

## 《目的》

ひとり親家庭の生活を支える目的で、子どもを監護・教育するために必要な養育費を適正に受給して頂くように支援します。

## 《実施期間》

2021（令和3）年12月6日（月）から2022（令和4）年2月28日（月）まで

## 《対象者》

養育費に関する相談で、母子・父子自立支援相談又は女性相談に来所される方





宝塚市では長引くコロナ渦で困難を抱える女性を支援します。

## 養育費で悩んでいませんか？

一度相談してみませんか

市の母子・父子自立支援員 (Tel0797-77-2128) にご相談ください



### 法務省養育費不払い解消調査研究事業のモデル事業の実施について

父母が協議して離婚をする場合、民法上では子の利益を考慮して、別居親による養育費の支払いについて取り決めるように求めています。離婚により子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもに対して経済的な責任を果たし、子どもの成長を支える義務があります。しかし、平成28年(2016年)に実施された国のひとり親世帯調査では、母子世帯のうち養育費を受給している世帯の割合は24.3%と報告されています。

こうした中で、法務省養育費不払い解消調査研究事業のモデル事業を令和3年(2021年)12月1日より令和4年(2022年)2月末までの間、実施します。

#### 【実施する事業】

##### 1 弁護士によるオンライン無料法律相談の実施(事前予約制)

養育費に関わる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士のオンライン法律相談が無償で受けられます。

##### 2 神戸家庭裁判所によるオンラインでの調停手続等の案内(事前予約制)

調停手続や、申立書類の書き方など、家庭裁判所からオンラインで案内が受けられます。

##### 3 養育費に係る公正証書作成費の補助、調停申立てに係る各種手数料等への助成

公正証書作成の補助、家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料の助成

##### 4 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用の補助(要申請)

家庭裁判所へのNPO法人等を利用した付添い支援について、費用の助成を行います。

担当 宝塚市役所 子ども未来部 子育て支援課 母子・父子相談担当 Tel0797-77-2128  
メールアドレス m-takarazuka0052@city.takarazuka.lg.jp

# 宝塚市の養育費確保のためのモデル事業

## 令和3年度法務省養育費不払い解消調査事業

宝塚市では、ひとり親家庭などの相談支援を専門に行う母子・父子自立支援員を配置しています。離婚に関することやその後の生活・就労に関する事など、様々なご相談をお受けして、必要な支援のご提案をさせていただきます。

### 1 弁護士によるオンライン無料法律相談(事前予約制)

※母子・父子自立支援員が事前に状況をお聞きし同席します

○(受付開始) 令和3年12月1日から

○(相談日) 令和4年2月末までの市役所開庁日(平日)の9時~12時、13時~17時

### 2 神戸家庭裁判所によるオンラインでの調停手続等の案内(事前予約制)

※母子・父子自立支援員が事前に状況をお聞きし同席します

○(受付開始) 令和3年12月1日から

○(相談日) 令和4年2月末までの市役所開庁日(平日)の9時~12時、13時~17時

### 3 養育費に係る公正証書作成費の補助、調停申立てに係る各種手数料等への助成(要申請)

### 4 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用の補助(要申請)

【※3、4の補助金額について】

(1) 公正証書作成費の補助金額(上限5万円)

(2) 調停申立てに係る収入印紙代金の補助金額

(夫婦関係調整等)・(婚費の調整等)の収入印紙代金 @1,200円

(離婚後の養育費の調整等)の収入印紙代金 @1,200円×子どもの人数

(3) 家庭裁判所に納入する郵便切手代金 @1,320円

(4) 戸籍謄本・改正原戸籍謄本取得手数料 @450円・@750円

(5) 家庭裁判所への付き添い支援に係る費用の補助 @2,000円

(受付開始) 令和3年12月1日から

(申請対象者) 令和3年12月1日以降に公正証書、調停調書を作成される方、家庭裁判所へのNPO法人等の付き添い支援を利用される方

担当 宝塚市役所 子育て支援課 母子・父子相談担当 Tel 0797-77-2128

● メールアドレス m-takarazuka0052@city.takarazuka.lg.jp

# 養育費確保を サポートします



養育費について取り決めをしておくことはお子様の生活や将来のために大切なことです。取り決める際には、養育費が支払われない場合に強制執行を利用することができるよう、公正証書等の公的書類を作成しておくことが大切です。

## 養育費確保サポート事業一覧

(事業実施期間：令和3年11月1日～令和4年3月31日)

対象者：宇部市に居住し、養育費の取り決めの対象となる児童を養育している方

### 1. 弁護士による法律相談

宇部法律相談センター等で、養育費にかかわる相談に無料で応じます。

### 2. 公正証書、調停・審判申立、強制執行申立費用の補助

公証人手数料および調停・審判申立に係る費用を補助します。  
弁護士、司法書士に依頼した強制執行申立に係る費用を補助します。

※費用補助は令和4年2月申請分までとなります。

### 3. 母子・父子自立支援員の同行

裁判所への付き添い支援や弁護士相談をされる際に、支援員が同行します。

事業の詳細は裏面をご覧ください。

取り決めや手続き、その後の生活についても、一緒に考えていきましょう。  
まずはお電話ください。

※離婚前からお相談いただけます。

宇部市 子育て支援課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

☎ 0836-34-8331

(平日午前8時30分～午後5時15分) ※ただし予約があれば木曜日は19時まで

FAX

0836-22-6051

# 宇部市の養育費確保サポート事業

令和3年度 法務省養育費不払い解消調査研究事業

宇部市では、ひとり親家庭などの相談支援を専門に行う母子・父子自立支援員を配置しています。離婚に関することやその後の生活・就労に関する事など、様々なご相談をお受けして、一人ひとりに必要な支援のご提案をさせていただきます。

## 1. 弁護士による法律相談

養育費にかかわる離婚前後に発生する諸問題について、弁護士の法律相談が無料で受けられます。※事前予約が必要です。

- 日時／場所：毎週火曜日 午後4：30～午後7：00 / 宇部法律相談センター（宇部市常盤町一丁目2番5号）  
毎月第4金曜日 午後1：30～午後3：30 / 宇部市役所1階 相談室
- 相談時間：1回30分

## 2-1. 公正証書、調停・審判申立費用の補助

### (1) 対象者

本調査研究事業を活用し、令和4年2月28日までに養育費に関する公正証書等を作成された方。

### (2) 補助対象

- ① 公正証書の取り決めに係る公証人手数料
- ② 家庭裁判所の調停・審判申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、戸籍謄本発行手数料、非課税証明書発行手数料

- 必要書類：① 請求書（市様式） ② 補助対象の領収書  
③ 公正証書を作成したこと、または調停・審判を申立てたことを証明する書類の写し  
④ その他市長が必要と認めるもの
- 提出期限：令和4年2月28日（月）までに子育て支援課窓口へ提出

## 2-2. 強制執行申立費用の補助

### (1) 対象者

本調査研究事業を活用し、令和4年2月28日までに養育費の強制執行申立をされた方。

養育費の取り決めについて、一定の公的書類（債務名義）\*を既にお持ちの方。

(\* 公正証書／強制執行認諾条項付または、調停調書・審判書・判決)

### (2) 補助対象

- ① 強制執行申立にかかわる諸問題について、弁護士、司法書士による相談および文書作成料
- ② 第三者からの情報取得手続きおよび財産開示手続きの申立てに要する収入印紙代、予納郵便切手代、資格証明書取得費用（代表者事項証明書）など
- ③ 強制執行申立に要する収入印紙代、予納郵便切手代、必要書類取得費用

- 必要書類：① 請求書（市様式） ② 補助対象の領収書 ③ 補助対象の申立書等の写し  
④ その他市長が必要と認めるもの
- 提出期限：令和4年2月28日（月）までに子育て支援課窓口へ提出

## 3. 母子・父子自立支援員の同行

裁判所への付き添い支援や弁護士相談等をされる際に支援員が同行します。※事前予約が必要です。

- 日程：月曜日～金曜日
- 時間：午前9：00～午後4：00
- 同行先：山口家庭裁判所宇部支部・宇部法律相談センター他

# 養育費で悩んでいませんか？

ひとりで悩まず相談してみませんか

## 法務省 養育費不払い解消調査研究事業のモデル事業の実施について

父母が協議して離婚をする場合、民法上では子の利益を考慮して、別居親による養育費の支払いについて取り決めるように求めています。離婚により子どもと離れて暮らすことになった親であっても、子どもに対して経済的な責任を果たし、子どもの成長を支える義務があります。しかし、平成 28 年に実施された国のひとり親世帯調査では、母子世帯のうち養育費を受給している世帯の割合は24.3%と報告されています。こうした中で、法務省養育費不払い解消調査研究事業のモデル事業を、令和3年12月15日から令和4年2月末までの間実施します。

※本事業は、公益社団法人商事法務研究会が受託し、協力自治体と連携しながら実施するものです。



### 【モデル事業内容】

#### 1 弁護士によるオンライン無料法律相談の実施(事前予約制)

養育費について、弁護士のオンライン無料法律相談が無償で受けられます。(児童福祉係担当職員が事前に状況をお聞きします。)

《受付・相談》令和3年12月15日から令和4年2月末までの市役所開庁日(平日)の9時～12時、13時～17時

#### 2 司法書士による調停申立書等の作成・文書作成費の補助

司法書士が調停申立書、強制執行申立書、公正証書原案などの文書作成をします。その作成費を補助します。(上限5万円)

#### 3 養育費に係る公正証書作成及び調停に関する費用補助

- (1) 公証人手数料の費用補助(上限5万円)
- (2) 調停申立てに係る収入印紙代金の補助金額  
(夫婦関係調整等)・(婚費の調整等)の収入印紙代金  
(離婚後の養育費の調整等)の収入印紙代金
- (3) 家庭裁判所に納入する郵便切手代金
- (4) 戸籍謄本・改製原戸籍謄本取得手数料

左の(2)～(4)の費用につきましては、本事業の受託者である公益社団法人商事法務研究会が負担しますので、利用者負担はございません。

#### 4 家庭裁判所への付き添い支援(無料)

家庭裁判所への付き添い支援を行います。



「どうしたらいいかな?」と思ったら、まずは下記までご連絡ください。

【担当】 人吉市役所 健康福祉部 福祉課 児童福祉係 TEL 0966-22-2111(代)

メールアドレス fukushi@hitoyoshi.kumamoto.jp(福祉課)

